

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第１ 事業の内容等 本交付金は、１に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については要綱の別表１のⅠの１及び２のとおりとする。 また、別表２に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業（以下「地域提案事業」という。）及び自然災害等により緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。 １ 事業名等 （１）<u>循環型資源基盤整備強化対策</u> 間伐材生産、路網整備・機能強化、<u>低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備への支援</u> （２）<u>高性能林業機械等の整備</u> （３）<u>木材需要拡大・木材産業基盤強化対策</u> <u>木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備への支援</u> （４）<u>森林整備地域活動支援対策</u> （５）<u>山村地域の防災・減災対策</u> （６）<u>森林資源保全対策</u> （７）<u>林業の多様な担い手の育成</u> （８）<u>林業経営体育成対策（林業機械リース支援）</u> ２ （略）	第１ 事業の内容等 本対策は、１に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については要綱の別表１のⅠの１及び２のとおりとする。 また、別表２に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業（以下「地域提案事業」という。）及び自然災害等により緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。 １ 事業名等 （１）<u>林業・木材産業生産基盤強化対策</u> <u>間伐材生産、路網整備・機能強化、高性能林業機械、木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備への支援等</u> （２）<u>再造林低コスト化促進対策</u> <u>低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備への支援</u> （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） ２ （略）

3 地域提案事業

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、要綱の別表2の1に掲げる森林整備・林業等振興整備交付金(以下「施設費」という。)、要綱の別表2の2に掲げる森林整備・林業等振興推進交付金(以下「推進費」という。)のそれぞれについて、国から交付を受けた金額の20%の範囲内で、地域提案事業を実施することができるものとする。

4 事業種目別基準等

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体は、別記様式第1号ー1の「環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)」又は別記様式第1号ー2の「環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)」を記入の上、交付金の申請及び事業完了の報告に当たり、都道府県等へ提出するものとする。

(4) 都道府県等は、(3)のうち事業完了の報告に当たり提出を受けたチェックシートの内容について、履行状況を確認するものとする。

第2 事業構想及び事業計画の作成等

1 事業構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第1の1の事業の達成状況を明らかにするための目標を定量化する指標(以下「指標」という。)を定めた上で、5及び6に定めるところにより、林業・木材産業循環成長対策事業構想(以下「事業構想」という。)及び事業計画を作成し、林野庁長官(沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。)に、その承認を申請するものとする。

3 地域提案事業

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、要綱の別表2のⅠの1及びⅡの1に掲げる森林整備・林業等振興整備交付金(以下「施設費」という。)、要綱の別表2のⅠの2に掲げる森林整備・林業等振興推進交付金(以下「推進費」という。)のそれぞれについて、国から交付を受けた金額の20%の範囲内で、地域提案事業を実施することができるものとする。

4 事業種目別基準等

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体は、別記様式第1号ー1の「環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)」又は別記様式第1号ー2の「環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。

(新設)

第2 事業構想及び事業計画の作成等

1 事業構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第1の1の事業の達成状況を明らかにするため、目標を定量化する指標(以下「指標」という。)を定めた上で、5及び6に定めるところにより、林業・木材産業循環成長対策事業構想(以下「事業構想」という。)及び事業計画を作成し、林野庁長官(沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。)に、その承認を申請するものとする。

また、都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととし、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）等の森林・林業に関する基本的な計画との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体、地域住民等との必要な調整を図るものとする。

2～5（略）

6 事業計画

（1）～（4）（略）

（5）事業計画の重要な変更は、次のいずれかに該当する場合とし、様式3により林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、施設費に係る附帯事業費は除く。

①・②（略）

（削る。）

第6 達成状況報告 （略）

1（略）

2 事業計画

（1）（略）

（2）個別指標

①（略）

② 調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって

また、都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととし、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）等の森林・林業に関する基本的な計画との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体、地域住民等との必要な調整を図るものとする。

2～5（略）

6 事業計画

（1）～（4）（略）

（5）事業計画の重要な変更は、次のいずれかに該当する場合とし、様式3により林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、施設費に係る附帯事業費は除く。

①・②（略）

③ 間伐材生産、路網整備・機能強化については、これらの事業費のうち国費の総額の30%を超える増減

第6 達成状況報告 （略）

1（略）

2 事業計画

（1）（略）

（2）個別指標

①（略）

② 調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって

当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含める。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

ただし、上記による報告のうち、様式7の1の3の（1）及び（2）については、各調査年度の翌年度の8月末日までに林野庁長官等に報告する。

③ （略）

3 （略）

第8 改善措置等

都道府県知事は、事業構想等における施設費の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、次のとおりその原因を調査・分析するとともに必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとし、林野庁長官等は、当該報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

1～5 （略）

第10 施設の管理

（略）

1～4 （略）

5 施設の処分等の取扱いについては、災害時の緊急避難的な目的外使用を除き、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。

当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）、林業機械作業システム整備により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含める。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

ただし、上記による報告のうち、様式7の1の3の（1）及び（2）については、各調査年度の翌年度の8月末日までに林野庁長官等に報告する。

③ （略）

3 （略）

第8 改善措置等

都道府県知事は、事業構想等における森林整備・林業等振興整備交付金の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、次のとおりその原因を調査・分析するとともに必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとし、林野庁長官等は、当該報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

1～5 （略）

第10 施設の管理

（略）

1～4 （略）

5 施設の処分等の取扱いについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等に関する規定の適用については、第 6 の 2 の（2）の②を除き、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

改正後	改正前
別紙1 林業・木材産業循環成長対策交付金交付対象経費 (削る。) ＜森林整備・林業等振興整備交付金＞ 1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費 (1) 間伐材生産 本事業の支援対象は、不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他附帯施設整備（林内作業場、土場等）とする。 また、定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に国費充当率（1／2）を乗じて定めるものとする。 標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）及び「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。）に準じて算出するものとし、本事業の搬出材積等の実績や、地域の森林の状況を踏まえた上で、複数の搬出材積による単価設定を行うなど、事業の実態を反映させたものとする。 ただし、都道府県が地域の実情を勘案し、新たな算定方法を用いて算定する必要がある場合はこの限りではない。また、この規定にかかわらず、本事業において、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、定額の単価に含めることができるものとする。	別紙1 林業・木材産業循環成長対策交付金交付対象経費 <u>I 林業・木材産業生産基盤強化対策</u> ＜森林整備・林業等振興整備交付金＞ 1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費 (1) 間伐材生産 本事業の支援対象は、不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他附帯施設整備（林内作業場、土場等）とする。 また、定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に国費充当率（1／2）を乗じて定めるものとする。 標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）及び「森林整備保全事業標準歩掛について」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。）に準じて算出するものとし、本事業の搬出材積等の実績や、地域の森林の状況を踏まえた上で、複数の搬出材積による単価設定を行うなど、事業の実態を反映させたものとする。 ただし、都道府県が地域の実情を勘案し、新たな算定方法を用いて算定する必要がある場合はこの限りではない。また、この規定にかかわらず、本事業において、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、定額の単価に含めることができるものとする。

関連条件整備活動の対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等

事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1／2）を乗じて、1ヘクタール当たり 2万4千円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。）以内に定額の単価を定めるものとする。

表（略）

イ・ウ （略）

（2）路網整備・機能強化

ア 林業専用道（規格相当）の整備

林業専用道（規格相当）（原則として、都道府県知事が定める林業専用道作設指針等の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

都道府県知事は、国費充当率（1／2 定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。ただし、国費助成額は、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設箇所平均横断地山傾斜により、A区分（15 度未満）は1メートル当たり平均3万2千円、B区分（15 度以上 25 度未満）は1メートル当たり平均3万5千円、C区分（25 度以上）は1メートル当たり平均3万8千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

また、林業専用道（規格相当）の合計事業費の10パーセントを上限として、林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、豪雨等により機能が低下していると認められる箇所について、路体等の強度向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保すること等を目的

関連条件整備活動の対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等

事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1／2）を乗じて、1ヘクタール当たり 1万9千5百円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。）以内に定額の単価を定めるものとする。

表（略）

イ・ウ （略）

（2）路網整備・機能強化

ア 林業専用道（規格相当）の整備

林業専用道（規格相当）（原則として、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

都道府県知事は、国費充当率（1／2 定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。ただし、国費助成額は、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設箇所平均横断地山傾斜により、A区分（15 度未満）は1メートル当たり平均3万2千円、B区分（15 度以上 25 度未満）は1メートル当たり平均3万5千円、C区分（25 度以上）は1メートル当たり平均3万8千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

また、林業専用道（規格相当）の合計事業費の10パーセントを上限として、林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、豪雨等により機能が低下していると認められる箇所について、路体等の強度向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保すること等を目的

として実施し、土工、路体強化、法面強化、擁壁工、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。

また、上記の補強とは別に、林業専用道（規格相当）の合計事業費の 20 パーセントを上限として、林道台帳に登録された既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

また、上記事業の実行に必要な調査設計、現場技術業務委託についても実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）、標準歩掛、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号林野庁長官通知。以下「機械経費積算要領」という。）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 135 号林野庁長官通知。以下「機械等賃貸積算基準」という。）、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領」（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野治第 2015 号林野庁長官通知。以下「現場技術業務委託実施要領」という。）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 136 号林野庁長官通知。以下「仮設材損料算定基準」という。）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 137 号林野庁長官通知。以下「仮設材賃料算定基準」という。）に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、（ア）から（ウ）までのとおりとする。

（ア）～（ウ）（略）

イ 森林作業道の整備

森林作業道（都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基

として実施し、土工、路体強化、法面強化、擁壁工、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。

また、上記の補強とは別に、林業専用道（規格相当）の合計事業費の 20 パーセントを上限として、林道台帳に登録された既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

また、上記事業の実行に必要な調査設計、現場技術業務委託についても実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）、標準歩掛、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号林野庁長官通知。以下「機械経費積算要領」という。）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 135 号林野庁長官通知。以下「機械等賃貸積算基準」という。）、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領」（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野治第 2015 号林野庁長官通知。以下「現場技術業務委託費実施要領」という。）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 136 号林野庁長官通知。以下「仮設材損料算定基準」という。）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 137 号林野庁長官通知。以下「仮設材賃料算定基準」という。）に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、（ア）から（ウ）までのとおりとする。

（ア）～（ウ）（略）

イ 森林作業道の整備

森林作業道（都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する

準を満たすものとする。以下同じ。)の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率(1/2定額)と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、補強の経費を含めることができるものとする。補強の目的及び事業内容等はアに準ずるものとする。

森林作業道の整備にかかる経費は、設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、仮設材損料算定基準、仮設材賃料算定基準、標準単価設定通知及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「環境保全要領の運用」という)に準ずるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費については、アの(ア)及び(イ)に準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

また、関連条件整備活動費については、アに準ずる。

ウ 林道等の機能強化

自然災害の激甚化、木材生産量の増加等を踏まえ、路網の機能を緊急に強化するため、既設の林道、林業専用道、林業専用道(規格相当)及び本事業で開設する林業専用道(規格相当)に対して機能強化を実施できるものとする。林道等の機能強化は、既設の林道、林業専用道及び林業専用道(規格相当)に実施できる機能強化(単独型)と林業専用道(規格相当)の開設と一体的に実施できる機能強化(一体型)に区分するものとす

る指針の基準を満たすものとする。以下同じ。)の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率(1/2定額)と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、補強の経費を含めることができるものとする。補強の目的及び事業内容等はアに準ずるものとする。

森林作業道の整備にかかる経費は、設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、仮設材損料算定基準、仮設材賃料算定基準、標準単価設定通知及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「環境保全要領の運用」という)に準ずるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費については、(2)のアの(ア)及び(イ)に準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

また、関連条件整備活動費については、アに準ずる。

ウ 林道等の機能強化

自然災害の激甚化、木材生産量の増加等を踏まえ、路網の機能を緊急に強化するため、既設の林道、林業専用道、林業専用道(規格相当)及び本事業で開設する林業専用道(規格相当)に対して機能強化を実施できるものとする。林道等の機能強化は、既設の林道、林業専用道及び林業専用道(規格相当)に実施できる機能強化(単独型)と林業専用道(規格相当)の開設と一体的に実施できる機能強化(一体型)に区分するものとす

る。機能強化（単独型）及び機能強化（一体型）の国費助成額は事業費の1/2以内とし、機能強化（単独型）に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限及び上限事業費の範囲内とする。

また、上記事業の実行に必要な調査設計、現場技術業務委託についても実施できるものとする。

機能強化の実施にかかる経費は、設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、現場技術業務委託実施要領、仮設材損料算定基準及び仮設材賃料算定基準に準ずるもののほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、アの（ア）から（ウ）までに準ずる。

また、関連条件整備活動費については、アに準ずる。

エ 森林作業道の機能強化

自然災害の激甚化、木材生産量の増加等を踏まえ、路網の機能を緊急に強化するため、既設の森林作業道に対して機能強化を実施できるものとする。

森林作業道の機能強化の国費助成額は事業費の1/2以内とし、機能強化に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限以上とする。森林作業道の機能強化にかかる経費は、設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、仮設材損料算定基準、仮設材賃料算定基準、標準単価設定通知及び環境保全要領の運用に準ずるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費については、アの（ア）及び（イ）に準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

また、関連条件整備活動費については、アに準ずる。

オ 林業専用道（規格相当）の復旧

地域材の安定供給及び森林整備の効率的かつ円滑な実施を

る。機能強化（単独型）及び機能強化（一体型）の国費助成額は事業費の1/2以内とし、機能強化（単独型）に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限及び上限事業費の範囲内とする。

また、上記事業の実行に必要な調査設計、現場技術業務委託についても実施できるものとする。

機能強化の実施にかかる経費は、設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、現場技術業務委託費実施要領、仮設材損料算定基準及び仮設材賃料算定基準に準ずるもののほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、（2）のアの（ア）から（ウ）までに準ずる。

また、関連条件整備活動費については、アに準ずる。

エ 森林作業道の機能強化

自然災害の激甚化、木材生産量の増加等を踏まえ、路網の機能を緊急に強化するため、既設の森林作業道に対して機能強化を実施できるものとする。

森林作業道の機能強化の国費助成額は事業費の1/2以内とし、機能強化に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限以上とする。森林作業道の機能強化にかかる経費は、設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、仮設材損料算定基準、仮設材賃料算定基準、標準単価設定通知及び環境保全要領の運用に準ずるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費については、（2）のアの（ア）及び（イ）に準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

また、関連条件整備活動費については、アに準ずる。

オ 林業専用道（規格相当）の復旧

地域材の安定供給及び森林整備の効率的かつ円滑な実施を

図るため、自然災害により被災した既設林業専用道（規格相当）の復旧を実施できるものとする。

また、上記事業の実行に必要な調査設計、現場技術業務委託についても実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の復旧の国費助成額は事業費の1/2以内とし、事業費は林野庁長官が別に定める下限以上とする。林業専用道（規格相当）の復旧の実施にかかる経費は、設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、現場技術業務委託実施要領、仮設材損料算定基準及び仮設材賃料算定基準に準ずるもののほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、アの（ア）から（ウ）までに準ずる。

また、関連条件整備活動費については、アに準ずる。

（3）低コスト再造林対策

本事業の支援対象は次のアからウまでによるものとする。

また、定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費にアで定める国費充当率を乗じて定めるものとする。

ア 低コスト造林の支援

低コスト造林施業の標準単価及び定額の単価の上限は以下のとおりとする。

（ア）一貫作業システム

主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とするが、標準単価は、末木枝条等の搬出（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）、地拵え及び植栽（苗木代及び苗木運搬を含む）に係る標準的な事業費とし、伐倒及び幹の搬出集材の経費は含まない。

条 件	国費充当率	定額の単価上限
-----	-------	---------

図るため、自然災害により被災した既設林業専用道（規格相当）の復旧を実施できるものとする。

また、上記事業の実行に必要な調査設計、現場技術業務委託についても実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の復旧の国費助成額は事業費の1/2以内とし、事業費は林野庁長官が別に定める下限以上とする。林業専用道（規格相当）の復旧の実施にかかる経費は、設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、現場技術業務委託費実施要領、仮設材損料算定基準及び仮設材賃料算定基準に準ずるもののほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、（2）のアの（ア）から（ウ）までに準ずる。

また、関連条件整備活動費については、アに準ずる。

（新設）

事業費が <u>1,813 千円/ha</u> より 20% 以上削減され、 <u>1,450 千円/ha</u> 以 下となった場合	<u>2 / 3</u>	<u>966 千円/ha</u>
上記の達成が困難な場合	<u>1 / 2</u>	<u>725 千円/ha</u>

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

(イ) 低コスト造林

大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条 件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が <u>1,291 千円/ha</u> より 20% 以上削減され、 <u>1,033 千円/ha</u> 以 下となった場合	<u>2 / 3</u>	<u>688 千円/ha</u>
上記の達成が困難な場合	<u>1 / 2</u>	<u>516 千円/ha</u>

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

(ウ) 下刈り

2 齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。

条 件	国費充当率	定額の単価上限
通常の 5 回を下回る 3 回までの 下刈り	<u>2 / 3</u>	<u>124 千円/ha</u>

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 機械器具の整備

アの実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む)

(イ) 植栽に要するディブルや電動植穴機

(ウ) 下刈りに要する機械器具(刈払機を除く)

(エ) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む)

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

条 件	国費充当率	定額の単価上限
本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	666 千円
本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	500 千円

ウ 関連条件整備活動

アの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等に要する経費

事業実施主体が再造林に着手する上で直接必要となる技術者給等の経費で、その区分及び内容は [\(1\) のア](#) に準ずるものとする。

(イ) 長期受委託契約や基金造成等に要する経費

次の a 又は b の経費区分及び内容については、(ア) に準ずることとする。ただし、この支援は 1 施行地につき 1 度

のみとする。

a 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結について、事業実施主体が森林所有者の同意を取り付けるために要する経費

b 事業実施主体を含む森林・林業関係者等が、再造林経費の拠出を目的とした基金を造成、運営するために要する経費

(ウ) 森林作業道の整備

(2) のイに準じて標準単価を算定するものとする。

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

工 種	条 件	国費充当率	定額の単価上限
(ア) 及び (イ)	本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	2 万 9 千 3 百円/ha
	本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	2 万 4 千円/ha
(ウ)	本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	2 千 6 百円/m
	本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	2 千円/m
(エ)	本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	標準単価の 2 / 3
	本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	標準単価の 1 / 2

(4) コンテナ苗生産基盤施設等の整備

ア コンテナ苗生産基盤施設等

(ア) コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具

(5) のアに準ずる。

(イ) コンテナ苗生産資材

コンテナ苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

イ コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

(ア) 幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具

(5) のアに準ずる。

(イ) 幼苗生産資材

コンテナ苗の幼苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

ウ 普通苗生産基盤施設等

(ア) 普通苗かん水施設等

(5) のアに準ずる。

エ 被災施設等の再整備

(5) のエに準ずる。

ただし、コンテナ苗生産資材及び幼苗生産資材の導入に要する経費については、被災により新たに必要となる資材の調達に要する経費とし、当該資材の運搬費を含むものとする。

(5) 高性能林業機械等の整備

(略)

(6) 木材加工流通施設等の整備

ア 木材加工流通施設整備

(5) のアに準ずる。

イ 森林バイオマス等活用施設整備

(5) のアに準ずる。

ウ 被災施設等の再整備

(5) のエに準ずる。

(7) 木質バイオマス利用促進施設の整備

(3) 高性能林業機械等の整備

(略)

(4) 木材加工流通施設等の整備

ア 木材加工流通施設整備

(3) のアに準ずる。

イ 森林バイオマス等活用施設整備

(3) のアに準ずる。

ウ 被災施設等の再整備

(3) のエに準ずる。

(5) 木質バイオマス利用促進施設の整備

ア 未利用間伐材等活用機材整備

(5) のアに準ずる。

イ 木質バイオマス供給施設整備

(5) のアに準ずる。

ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

(5) のアに準ずる。

エ 被災施設等の再整備

(5) のエに準ずる。

(8) 特用林産振興施設等の整備（特用林産物活用施設等整備）

ア 特用林産物生産基盤整備

（ア）・（イ）（略）

（ウ）作業道等整備

(5) のアの（ウ）に準ずる。

（エ）（略）

イ 特用林産物生産施設

(5) のアに準ずる。

ウ 特用林産物加工流通施設

(5) のアに準ずる。

エ 廃菌床等活用施設

(5) のアに準ずる。

オ 特用林産物獣害対策施設

(5) のアに準ずる。

カ 被災施設等の再整備

特用林産物生産基盤整備に係る再整備については、アに準ずる。

また、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃菌床等活用施設及び特用林産物獣害対策施設に係る再整備については、(5) のエに準ずる。

ただし、特用林産物生産資材の導入を要する場合、経費に

ア 未利用間伐材等活用機材整備

(3) のアに準ずる。

イ 木質バイオマス供給施設整備

(3) のアに準ずる。

ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

(3) のアに準ずる。

エ 被災施設等の再整備

(3) のエに準ずる。

(6) 特用林産振興施設等の整備（特用林産物活用施設等整備）

ア 特用林産物生産基盤整備

（ア）・（イ）（略）

（ウ）作業道等整備

(3) のアの（ウ）に準ずる。

（エ）（略）

イ 特用林産物生産施設

(3) のアに準ずる。

ウ 特用林産物加工流通施設

(3) のアに準ずる。

エ 廃菌床等活用施設

(3) のアに準ずる。

オ 特用林産物獣害対策施設

(3) のアに準ずる。

カ 被災施設等の再整備

特用林産物生産基盤整備に係る再整備については、アに準ずる。

また、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃菌床等活用施設及び特用林産物獣害対策施設に係る再整備については、(3) のエに準ずる。

ただし、特用林産物生産資材の導入を要する場合、経費に

いては被災により新たに必要となる資材の調達に要する経費とし、当該資材の運搬費を含むものとする。

(9) 木造公共建築物等の整備（木造公共施設整備）

ア 木造公共建築物等の整備

(5) のアに準ずる。ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。また、木造公共施設にあつては非木造部分の整備に係る経費は除く。

イ 被災施設等の再整備

前項に準ずる。

ただし、**(5)** のアの（イ）に規定する「建物建築費及び構築物設置費」のうち「共通仮設費」は、被災施設の解体、撤去及び廃棄経費を含むものとし、同（ウ）に規定する「土地整備費及び林業施設用地舗装工事費」は、被災施設における流入土砂の撤去、用地の地割れ、地盤沈下等の整地費用を含むものとする。

(10) 本対策における利益等排除について
(略)

2 森林整備・林業等振興整備交付金附帯事業費
(略)

ついては被災により新たに必要となる資材の調達に要する経費とし、当該資材の運搬費を含むものとする。

(7) 木造公共建築物等の整備（木造公共施設整備）

ア 木造公共建築物等の整備

(3) のアに準ずる。ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。また、木造公共施設にあつては非木造部分の整備に係る経費は除く。

イ 被災施設等の再整備

前項に準ずる。

ただし、**(3)** のアの（イ）に規定する「建物建築費及び構築物設置費」のうち「共通仮設費」は、被災施設の解体、撤去及び廃棄経費を含むものとし、同（ウ）に規定する「土地整備費及び林業施設用地舗装工事費」は、被災施設における流入土砂の撤去、用地の地割れ、地盤沈下等の整地費用を含むものとする。

(8) 本対策における利益等排除について
(略)

2 森林整備・林業等振興整備交付金附帯事業費
(略)

区 分	内 容
(略) 構築物設置費	(略) 1 の <u>(5)</u> のアの (イ) に準ずるものとする。 賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

3・4 (略)

< 森林整備・林業等振興推進交付金 >

5 森林整備・林業等振興推進交付金事業費 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 森林資源保全対策

ア 森林資源保護の推進

(ア) 森林病虫害防除

a 別表 2 の 2 の 3 の (1) の①の事業
(略)

b 別表 2 の 2 の 3 の (1) の②の事業
(略)

c 別表 2 の 2 の 3 の (1) の③の事業
(略)

d 別表 2 の 2 の 3 の (1) の④の事業
(略)

(イ) ・ (ウ) (略)

(エ) 松林保全体制整備強化

a 別表 2 の 2 の 3 の (4) の①及び②の事業
(略)

b 別表 2 の 2 の 3 の (4) の③
(略)

c 別表 2 の 2 の 3 の (4) の④及び⑤の事業

区 分	内 容
(略) 構築物設置費	(略) 1 の <u>(3)</u> のアの (イ) に準ずるものとする。 賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

3・4 (略)

< 森林整備・林業等振興推進交付金 >

5 森林整備・林業等振興推進交付金事業費 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 森林資源保全対策

ア 森林資源保護の推進

(ア) 森林病虫害防除

a 別表 2 の I の 2 の 3 の (1) の①の事業
(略)

b 別表 2 の I の 2 の 3 の (1) の②の事業
(略)

c 別表 2 の I の 2 の 3 の (1) の③の事業
(略)

d 別表 2 の I の 2 の 3 の (1) の④の事業
(略)

(イ) ・ (ウ) (略)

(エ) 松林保全体制整備強化

a 別表 2 の I の 2 の 3 の (4) の①及び②の事業
(略)

b 別表 2 の I の 2 の 3 の (4) の③
(略)

c 別表 2 の I の 2 の 3 の (4) の④及び⑤の事業

(略)

(オ) 野生鳥獣被害防除

a 別表2の2の3の(5)の①の事業

(略)

b 別表2の2の3の(5)の②から⑤までの事業

(略)

イ 森林環境保全の推進

(削る。)

林野火災予防対策

a 別表2の2の4の①の事業

(略)

b 別表2の2の4の②の事業

(略)

c 別表2の2の4の③の事業

(略)

d 別表2の2の4の④の事業

(略)

(4) 林業の多様な担い手の育成

ア (略)

(削る。)

(略)

(オ) 野生鳥獣被害防除

a 別表2のIの2の3の(5)の①の事業

(略)

b 別表2のIの2の3の(5)の②から⑤までの事業

(略)

イ 森林環境保全の推進

(ア) 森林保全管理対策

a 別表2のIの2の4の(1)の①の事業

需用費、役務費、使用料及び賃借料

b 別表2のIの2の4の(1)の②の事業

旅費、謝金、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品・
資機材購入費

c 別表2のIの2の4の(1)の③の事業

人件費、旅費、賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料

d 別表2のIの2の4の(1)の④の事業

委託料、技術者給、備品・資機材購入費

(イ) 林野火災予防対策

a 別表2のIの2の4の(2)の①の事業

(略)

b 別表2のIの2の4の(2)の②の事業

(略)

c 別表2のIの2の4の(2)の③の事業

(略)

d 別表2のIの2の4の(2)の④の事業

(略)

(4) 林業の多様な担い手の育成

ア (略)

イ 出荷ロットの大規模化等の推進

イ 人材の確保・育成・定着
(略)

ウ 新たに造林事業を開始する者等の育成
(略)

エ 労働安全の確保

(ア) 別表 2 の 2 の 8 の 1 から 4 までの事業
(略)

(イ) 別表 2 の 2 の 8 の 5 の事業
(略)

(削る。)

(5) (略)

(削る。)

人件費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、講習費

ウ 人材の確保・育成・定着
(略)

エ 新たに造林事業を開始する者等の育成
(略)

オ 労働安全の確保

(ア) 別表 2 の I の 2 の 9 の 1 から 4 までの事業
(略)

(イ) 別表 2 の I の 2 の 9 の 5 の事業
(略)

カ 特用林産物の担い手の育成

人件費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、講習費

(5) (略)

Ⅱ 再造林低コスト化促進対策

<森林整備・林業等振興整備交付金>

1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費

(1) 低コスト再造林対策

本事業の支援対象は次のアからウによるものとする。

また、定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費にアで定める国費充当率を乗じて定めるものとする。

ア 低コスト造林の支援

低コスト造林施業の標準単価及び定額の単価の上限は以下のとおりとする。

(ア) 一貫作業システム

主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とするが、標準単価は、末木枝条等の搬出（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）、地拵え及び植栽（苗木代及び苗木運搬を含む）に係る標準的な事業費とし、伐倒及び幹の搬出集材の経費は含まない。

条 件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,601千円/haより20%以上削減され、1,276千円/ha以下となった場合	2 / 3	850千円/ha
上記の達成が困難な場合	1 / 2	638千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

(イ) 低コスト造林

大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条 件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,097千円/haより20%以上削減され、867千円/ha以下となった場合	2 / 3	578千円/ha
上記の達成が困難な場合	1 / 2	433千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

(ウ) 下刈り

2 齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。

条 件	国費充当率	定額の単価上限
-----	-------	---------

通常の5回を下回る3回までの 下刈り	2 / 3	124 千円/ha
-----------------------	-------	-----------

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 機械器具の整備

アの実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む)

(イ) 植栽に要するディブルや電動植穴機

(ウ) 下刈りに要する機械器具(刈払機を除く)

(エ) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む)

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

条 件	国費充当率	定額の単価上限
本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	666 千円
本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	500 千円

ウ 関連条件整備活動

アの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等に要する経費

事業実施主体が再造林に着手する上で直接必要となる技術者給等の経費で、その区分及び内容はⅠの１の（１）間伐材生産の（ア）に準ずるものとする。

（イ）長期受委託契約や基金造成等に要する経費

次の a 又は b の経費区分及び内容については、（ア）に準ずることとする。ただし、この支援は１施行地につき１度のみとする。

a 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結について、事業実施主体が森林所有者の同意を取り付けるために要する経費

b 事業実施主体を含む森林・林業関係者等が、再造林経費の拠出を目的とした基金を造成、運営するために要する経費

（ウ）森林作業道の整備

Ⅰの１の（２）路網整備・機能強化対策のイ森林作業道に準じて標準単価を算定するものとする。

（エ）鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

工 種	条 件	国費充当率	定額の単価上限
<u>（ア）及び（イ）</u>	<u>本体事業の国費充当率が 2／3</u>	<u>2／3</u>	<u>2 万 6 千円/ha</u>
	<u>本体事業の国費充当率が 1／2</u>	<u>1／2</u>	<u>1 万 9 千 5 百円/ha</u>
<u>（ウ）</u>	<u>本体事業の国費充当率が 2／3</u>	<u>2／3</u>	<u>2 千 6 百円/m</u>
	<u>本体事業の国費充当率が 1／2</u>	<u>1／2</u>	<u>2 千円/m</u>
<u>（エ）</u>	<u>本体事業の国費充当率が 2／3</u>	<u>2／3</u>	<u>標準単価の 2／3</u>

	本体事業の国費 充当率が1／2	1／2	標準単価の1／2
--	--------------------	-----	----------

(2) コンテナ苗生産基盤施設等の整備

ア コンテナ苗生産基盤施設等

(ア) コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具

Iの1の(3)のアに準ずる。

(イ) コンテナ苗生産資材

コンテナ苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

イ コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

(ア) 幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具

Iの1の(3)のアに準ずる。

(イ) 幼苗生産資材

コンテナ苗の幼苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

ウ 普通苗生産基盤施設等

(ア) 普通苗かん水施設等

Iの1の(3)のアに準ずる。

エ 被災施設等の再整備

Iの1の(3)のエに準ずる。

ただし、コンテナ苗生産資材及び幼苗生産資材の導入に要する経費については、被災により新たに必要となる資材の調達に要する経費とし、当該資材の運搬費を含むものとする。

(3) 本対策における利益等排除について

Iの1の(8)に準ずる。

2 森林整備・林業等振興整備交付金附帯事業費

Iの2に準ずる。

	<u>3 都道府県附帯事務費</u> <u>I の 3 に準ずる。</u>
	<u>4 市町村附帯事務費</u> <u>I の 4 に準ずる。</u>

改 正 後	改 正 前
別紙 3 施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項 1～6（略） 7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあっては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法性の確認に当たり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。<u>以下「クリーンウッド法」という。</u>）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 15 日）<u>（以下「合法木材等ガイドライン」という。）</u>に準拠し<u>合法性が証明された木材（以下、「合法性確認証明木材等」という。）</u>であること。 ※ 施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目に触れない施設を除く。 8 別紙 2 の 1 の（2）のウの収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）補助残に対する自己資金の割合（事業実施主体の自己資金（事業実施主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。）））は、おおむね 12%以上とする。<u>ただし、被災施設等の再整備にあってはこの限りでない。</u> （4）・（5）（略） 9（略） 10（略）	別紙 3 施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項 1～6（略） 7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあっては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法性の確認に当たり、<u>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）」</u>に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 15 日）に<u>準拠した「合法伐採木材」</u>であること。 ※ 施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目に触れない施設を除く。 8 別紙 2 の 1 の（2）のウの収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）補助残に対する自己資金の割合（事業実施主体の自己資金（事業実施主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。）））は、おおむね 12%以上とする。 （4）・（5）（略） 9（略） 10（略）

(1) (略) ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね 30%以上増大すると見込まれる場合 <u>又は要綱別表 2 の区分の欄 1 の (3) の①に限り、施設の省人化 (地域材 1 m3 当たりの加工等に必要な人員数の減) が 20%以上図られる場合</u>とする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。 イ・ウ (略) (2)・(3) (略) 11 (略)	(1) (略) ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね 30%以上増大すると見込まれる場合とする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。 イ・ウ (略) (2)・(3) (略) 11 (略)
---	--

改 正 後							改 正 前						
別表 1 (削る。)							別表 1 I 林業・木材産業生産基盤強化対策						
事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位		事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B						A	B
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
<u>03低コスト 再造林対策</u>	<u>低コスト造 林の支援</u>	<u>一貫作業シ ステム</u> <u>低コスト造 林</u> <u>下刈り</u>			<u>箇所</u>	<u>ha</u>	(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設)			(新設)	(新設)
	<u>機械器具の 整備</u>	<u>機械器具の 購入・賃借 ・運送料 その他</u>		<u>※具体名</u>		<u>式 二</u>		(新設)	(新設) (新設)		(新設)		(新設) (新設)
	<u>関連条件整 備活動</u>	<u>対象森林の 調査</u> <u>森林所有者 の同意取付 け</u> <u>再造林推進 に向けた長期 受委託契 約や基金造 成等の事務 経費等</u> <u>森林作業道 の整備</u> <u>鳥獣害防止 施設</u> <u>その他</u>		<u>※具体名</u>	<u>箇所</u> <u>箇所</u> <u>路線</u>	<u>ha</u> <u>ha</u> <u>式</u> <u>m</u> <u>式</u> <u>二</u>		(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)				
<u>04コンテナ 苗生産基盤 施設等の整備</u>	<u>コンテナ苗 生産基盤施 設等</u>	<u>コンテナ苗 生産施設装 置等</u>	<u>育苗施設 収納台</u> <u>散水装置</u> <u>散水タンク</u> <u>苗木保冷库</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>棟</u> <u>棟</u>	<u>m²</u> <u>台</u> <u>式</u> <u>台</u> <u>m²</u> <u>二</u>	(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) —	

		<u>コンテナ苗生産機械器具</u>	<u>培土攪拌機</u> <u>培土圧入機</u> <u>苗拔取機</u> <u>拔取機移動台車</u> <u>種子選別機</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		<u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>二</u>
		<u>コンテナ苗生産資材</u>	<u>コンテナ容器</u> <u>培地</u> <u>肥料</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		<u>個</u> <u>Ｌ</u> <u>Ｌ</u> <u>二</u>
	<u>コンテナ苗</u> <u>幼苗生産高度化施設等</u>	<u>幼苗生産施設装置等</u>	<u>幼苗育成施設</u> <u>収納台</u> <u>散水装置</u> <u>散水タンク</u> <u>環境制御室</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>棟</u> <u>棟</u>	<u>m²</u> <u>台</u> <u>式</u> <u>台</u> <u>m²</u> <u>二</u>
		<u>幼苗生産機械器具</u>	<u>培土攪拌機</u> <u>種子選別機</u> <u>播種機</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		<u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>二</u>
		<u>幼苗生産資材</u>	<u>幼苗育成容器</u> <u>培地</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		<u>個</u> <u>Ｌ</u> <u>二</u>
		<u>普通苗生産基盤施設等</u>	<u>普通苗かん水施設等</u> <u>散水装置</u> <u>散水タンク</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		<u>式</u> <u>台</u> <u>二</u>
高性能林業機械等の整備のうち <u>05</u> 林業機械作業システム整備	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
	林業機械導入 【素材生産型】	高性能林業機械等	(略) 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム			(略) <u>式</u>
		(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)			(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
		(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)			(新設) (新設) (新設) (新設)
	(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)		(新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
		(新設)	(新設) (新設) (新設)			(新設) (新設) (新設)
		(新設)	(新設) (新設) (新設)			(新設) (新設) (新設)
	(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設)			(新設) (新設) (新設)
高性能林業機械等の整備のうち <u>03</u> 林業機械作業システム整備	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
	林業機械導入 【素材生産型】	高性能林業機械等	(略) 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム			(略) <u>台</u>

			(略)	(略)	(略)	(略)
		広域利用林業機械	(略) 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム (略)	(略)	(略)	(略) <u>式</u> (略)
		単独・広域併用機械	(略) 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム (略)	(略)	(略)	(略) <u>式</u> (略)
高性能林業機械等の整備のうち <u>06</u> 効率化施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高性能林業機械等の整備のうち <u>07</u> 活動拠点施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
木材加工流通施設等の整備のうち <u>08</u> 木材加工流通施設整備	木材処理加工施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		大径材製材施設装置	(略) 上記機械装置で <u>省力化等</u> に資するもの (略)	(略)	(略)	(略) (略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		品質向上・物流拠点施設装置	(略) 含水率計 <u>(削る。)</u>			(略) 台

			(略)	(略)	(略)	(略)
		広域利用林業機械	(略) 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム (略)	(略)	(略)	(略) <u>台</u> (略)
		単独・広域併用機械	(略) 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム (略)	(略)	(略)	(略) <u>台</u> (略)
高性能林業機械等の整備のうち <u>04</u> 効率化施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高性能林業機械等の整備のうち <u>05</u> 活動拠点施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
木材加工流通施設等の整備のうち <u>06</u> 木材加工流通施設整備	木材処理加工施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		大径材製材施設装置	(略) 上記機械装置で <u>省力化・省力化(以下「省力化等」という。)</u> に資するもの (略)	(略)	(略)	(略) (略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		品質向上・物流拠点施設装置	(略) 含水率計 <u>(設置型)</u>			(略) 台

			(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木材加工流通施設等の整備のうち <u>09</u> 森林バイオマス等活用施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち <u>10</u> 未利用間伐材等活用機材整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち <u>11</u> 木質バイオマス供給施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち <u>12</u> 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特用林産振興施設等の整備のうち <u>13</u> 特用林産物活用施設等整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木造公共建築物等の整備のうち <u>14</u> 木造公共施設整備	(略)	(略)			(略)	(略)

			(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木材加工流通施設等の整備のうち <u>07</u> 森林バイオマス等活用施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち <u>08</u> 未利用間伐材等活用機材整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち <u>09</u> 木質バイオマス供給施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち <u>10</u> 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特用林産振興施設等の整備 <u>11</u> 特用林産物活用施設等整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木造公共建築物等の整備 <u>12</u> 木造公共施設整備	(略)	(略)			(略)	(略)

注１・２（略）

（削る。）

注１・２（略）

Ⅱ 再造林低コスト化促進対策

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
01低コスト 再造林対策	低コスト造 林の支援	一貫作業シ ステム 低コスト造 林 下刈り			箇所	ha
	機械器具の 整備	機械器具の 購入・賃借 ・運送料 その他		※具体名		式 二
	関連条件整 備活動	対象森林の 調査 森林所有者 の同意取付 け 再造林推進 に向けた長 期受委託契 約や基金造 成等の事務 経費等 森林作業道 の整備 鳥獣害防止 施設 その他		※具体名	箇所 箇所 路線	ha ha 式 m 式 二
02コンテナ 苗生産基盤 施設等整備	コンテナ苗 生産基盤施 設等	コンテナ苗 生産施設装 置等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	※具体名	棟 棟	m ² 台 式 台 m ² 二
		コンテナ苗	培土攪拌機			台

		<table><tr><td><u>生産機械器具</u></td><td><u>培土圧入機</u> <u>苗採取機</u> <u>採取機移動台車</u> <u>種子選別機</u> <u>その他</u></td><td><u>※具体名</u></td><td></td><td><u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>二</u></td></tr><tr><td><u>コンテナ苗生産資材</u></td><td><u>コンテナ容器</u> <u>培地</u> <u>肥料</u> <u>その他</u></td><td><u>※具体名</u></td><td></td><td><u>個</u> <u>L</u> <u>L</u> <u>二</u></td></tr><tr><td rowspan="3"><u>コンテナ苗</u> <u>幼苗生産高度化施設等</u></td><td><u>幼苗生産施設装置等</u></td><td><u>幼苗育成施設</u> <u>収納台</u> <u>散水装置</u> <u>散水タンク</u> <u>環境制御室</u> <u>その他</u></td><td><u>※具体名</u></td><td><u>棟</u> <u>棟</u> <u>m²</u> <u>台</u> <u>式台</u> <u>m²</u> <u>二</u></td></tr><tr><td><u>幼苗生産機械器具</u></td><td><u>培土攪拌機</u> <u>種子選別機</u> <u>播種機</u> <u>その他</u></td><td><u>※具体名</u></td><td><u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>二</u></td></tr><tr><td><u>幼苗生産資材</u></td><td><u>幼苗育成容器</u> <u>培地</u> <u>その他</u></td><td><u>※具体名</u></td><td><u>個</u> <u>L</u> <u>二</u></td></tr><tr><td><u>普通苗生産基盤施設等整備</u></td><td><u>普通苗かん水施設等</u></td><td><u>散水装置</u> <u>散水タンク</u> <u>その他</u></td><td><u>※具体名</u></td><td><u>式</u> <u>台</u> <u>二</u></td></tr></table>	<u>生産機械器具</u>	<u>培土圧入機</u> <u>苗採取機</u> <u>採取機移動台車</u> <u>種子選別機</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		<u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>二</u>	<u>コンテナ苗生産資材</u>	<u>コンテナ容器</u> <u>培地</u> <u>肥料</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		<u>個</u> <u>L</u> <u>L</u> <u>二</u>	<u>コンテナ苗</u> <u>幼苗生産高度化施設等</u>	<u>幼苗生産施設装置等</u>	<u>幼苗育成施設</u> <u>収納台</u> <u>散水装置</u> <u>散水タンク</u> <u>環境制御室</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>棟</u> <u>棟</u> <u>m²</u> <u>台</u> <u>式台</u> <u>m²</u> <u>二</u>	<u>幼苗生産機械器具</u>	<u>培土攪拌機</u> <u>種子選別機</u> <u>播種機</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>二</u>	<u>幼苗生産資材</u>	<u>幼苗育成容器</u> <u>培地</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>個</u> <u>L</u> <u>二</u>	<u>普通苗生産基盤施設等整備</u>	<u>普通苗かん水施設等</u>	<u>散水装置</u> <u>散水タンク</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>式</u> <u>台</u> <u>二</u>	
<u>生産機械器具</u>	<u>培土圧入機</u> <u>苗採取機</u> <u>採取機移動台車</u> <u>種子選別機</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		<u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>二</u>																											
<u>コンテナ苗生産資材</u>	<u>コンテナ容器</u> <u>培地</u> <u>肥料</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		<u>個</u> <u>L</u> <u>L</u> <u>二</u>																											
<u>コンテナ苗</u> <u>幼苗生産高度化施設等</u>	<u>幼苗生産施設装置等</u>	<u>幼苗育成施設</u> <u>収納台</u> <u>散水装置</u> <u>散水タンク</u> <u>環境制御室</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>棟</u> <u>棟</u> <u>m²</u> <u>台</u> <u>式台</u> <u>m²</u> <u>二</u>																											
	<u>幼苗生産機械器具</u>	<u>培土攪拌機</u> <u>種子選別機</u> <u>播種機</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>二</u>																											
	<u>幼苗生産資材</u>	<u>幼苗育成容器</u> <u>培地</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>個</u> <u>L</u> <u>二</u>																											
<u>普通苗生産基盤施設等整備</u>	<u>普通苗かん水施設等</u>	<u>散水装置</u> <u>散水タンク</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>	<u>式</u> <u>台</u> <u>二</u>																											
別表 2 (削る。) 1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準 ＜循環型資源基盤整備強化対策＞ 1 間伐材生産	別表 2 I <u>林業・木材産業生産基盤強化対策</u> 1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準 ＜間伐材生産＞ 1 間伐材生産																														

目 標 : 林業・木材産業の生産基盤強化
 事業概要 : 森林整備の効率的かつ円滑な実施
 メニュー : 循環型資源基盤整備強化対策
 事業種目 : 01間伐材生産

※収支を伴う施設は該当なし

(1) (略)

(2) 細則

①～⑦ (略)

⑧ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第9、「環境保全要領の運用」第14のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

⑨ (略)

(削る。)

2 路網整備・機能強化

目 標 : (略)
 事業概要 : (略)
 メニュー : 循環型資源基盤整備強化対策
 事業種目 : (略)

目 標 : 林業・木材産業の生産基盤強化
 事業概要 : 森林整備の効率的かつ円滑な実施
 メニュー : 間伐材生産
 事業種目 : 01間伐材生産

※収支を伴う施設は該当なし

(1) (略)

(2) 細則

①～⑦ (略)

⑧ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第9のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

⑨ (略)

<路網整備・機能強化>

2 路網整備・機能強化

目 標 : (略)
 事業概要 : (略)
 メニュー : 路網整備・機能強化
 事業種目 : (略)

事業内容		工 種	※	事業実施主体	備 考
林業専用道 (規格相当)の整備		作設、補強、点検診断、調査設計、 <u>現場技術業務委託費</u> 、 その他、関連条件整備活動(林業専用道(規格相当)の整備と一体的に実施)	—	(略)	(略)
森林作業道の整備		(略)			
林 道 等 の 機 能 強 化	機能強化 (単独型)	橋りょう改良、局部改良、雪害対策、ずい道改良、幅員拡張、のり面保全、交通安全施設、舗装及び路面工、調査設計、 <u>現場技術業務委託費</u> 、その他、関連条件整備活動(機能強化(単独型)と一体的に実施)			(略)
	機能強化	防護施設、交通安全施設、調査設計、 <u>現場技術業務委託費</u> 、			

	(一体型)	その他、関連条件整備活動（機能強化（一体型）と一体的に実施）			
森林作業道の機能強化		(略)			
林業専用道 (規格相当)の復旧		路体、法面、擁壁、排水施設、附帯施設等の復旧、調査設計、 <u>現場技術業務委託費</u> 、その他、関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）の復旧と一体的に実施）			

※ 収支を伴う施設

事業内容		工 種	※	事業実施主体	備 考
林業専用道 (規格相当)の整備		作設、補強、点検診断、調査設計、 <u>現場技術業務委託</u> 、その他、関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）の整備と一体的に実施）	—	(略)	(略)
森林作業道の整備		(略)			(略)
林 道 等 の 機 能 強化	機能強化 (単独型)	橋りょう改良、局部改良、雪害対策、ずい道改良、幅員拡張、のり面保全、交通安全施設、舗装及び路面工、調査設計、 <u>現場技術業務委託</u> 、その他、関連条件整備活動（機能強化（単独型）と一体的に実施）			
	機能強化 (一体型)	防護施設、交通安全施設、調査設計、 <u>現場技術業務委託</u> 、その他、関連条件整備活動（機能強化（一体型）と一体的に実施）			
森林作業道の機能強化		(略)			
林業専用道 (規格相当)の復旧		路体、法面、擁壁、排水施設、附帯施設等の復旧、調査設計、 <u>現場技術業務委託</u> 、その他、関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）の復旧と一体的に実施）			

※ 収支を伴う施設

(1) 採択基準

① 林業専用道（規格相当）の整備、森林作業道の整備

(1) 採択基準

① 林業専用道（規格相当）の整備、森林作業道の整備

生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含まれる路線において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐、人工造林等が計画されていること。ただし、点検診断においては、生産基盤強化区域又は効率的施業区域内の林業生産基盤整備道等を通過し、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域及び効率的施業区域外の林道施設も対象とする。なお、事業の採択に当たって、市町村が林業経営体、森林所有者等の関係者と協議しながら森林の集約化に資する取組を実施する地域については、これを優先するよう配慮するものとする。

② 林業専用道（規格相当）の整備

ア 都道府県知事が定める林業専用道作設指針の基準を満たすことが難しい場合には、都道府県知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議すること。

イ （略）

③ 林道等の機能強化

ア （略）

イ 工事の発注については②のイに準ずる。

ウ・エ （略）

オ 林業専用道、林業専用道（規格相当）については、都道府県知事が定める林業専用道作設指針等の基準を満たすものを対象とする。

カ～ク

④ （略）

⑤ 林業専用道（規格相当）の復旧

ア・イ （略）

ウ 工事の発注については②のイに準ずる。

エ・オ （略）

（２）細則

① （略）

② 森林作業道の整備

ア 事業の実施について

（ア）・（イ）（略）

（ウ）交付申請

生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含まれる路線において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐、人工造林等が計画されていること。ただし、点検診断においては、生産基盤強化区域又は効率的施業区域内の林業生産基盤整備道等を通過し、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域及び効率的施業区域外の林道施設も対象とする。

② 林業専用道（規格相当）の整備

ア 都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすことが難しい場合には、都道府県知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議すること。

イ （略）

③ 林道等の機能強化

ア （略）

イ 工事の発注については（１）の②のイに準ずる。

ウ・エ （略）

オ 林業専用道、林業専用道（規格相当）については、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等の基準を満たすものを対象とする。

カ～ク

④ （略）

⑤ 林業専用道（規格相当）の復旧

ア・イ （略）

ウ 工事の発注については（１）の②のイに準ずる。

エ・オ （略）

（２）細則

① （略）

② 森林作業道の整備

ア 事業の実施について

（ア）・（イ）（略）

（ウ）交付申請

- ①のアの(カ)に準ずる。
- イ 研修等受講者の活用について
①のウに準ずる。
- ウ 竣工検査について
検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9、「環境保全要領の運用」第14のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査内規例を準用する。
- エ 台帳の作成及び管理について
(ア) 森林作業道の台帳の作成及び管理については、①のエの(ア)に準ずる。
(イ) (略)
- ③ 機能強化（単独型）
ア 事業の実施について
(ア)～(エ) (略)
(オ) 交付申請
①のアの(カ)に準ずる。
- イ (略)
- ④ 機能強化（一体型）
ア 事業の実施について
(ア) 審査会の設置
①のアの(ア)のaからdまでに準ずる。
(イ) 調査設計及び施工管理について
①のアの(イ)のaからcまでに準ずる。
(ウ) 工事完成検査
①のアの(ウ)のa及びbに準ずる。
(エ) 関連条件整備活動
①のアの(エ)に準ずる。
(オ) 交付申請
①のアの(カ)に準ずる。
- イ (略)
- ⑤ 森林作業道の機能強化
ア 事業の実施について
(ア) (略)

- (2)の①のアの(カ)に準ずる。
- イ 研修等受講者の活用について
(2)の①のウに準ずる。
- ウ 竣工検査について
検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査内規例を準用する。
- エ 台帳の作成及び管理について
(ア) 森林作業道の台帳の作成及び管理については、(2)の①のエの(ア)に準ずる。
(イ) (略)
- ③ 機能強化（単独型）
ア 事業の実施について
(ア)～(エ) (略)
(オ) 交付申請
(2)の①のアの(カ)に準ずる。
- イ (略)
- ④ 機能強化（一体型）
ア 事業の実施について
(ア) 審査会の設置
(2)の①のアの(ア)のaからdまでに準ずる。
(イ) 調査設計及び施工管理について
(2)の①のアの(イ)のaからcまでに準ずる。
(ウ) 工事完成検査
(2)の①のアの(ウ)のa及びbに準ずる。
(エ) 関連条件整備活動
(2)の①のアの(エ)に準ずる。
(オ) 交付申請
(2)の①のアの(カ)に準ずる。
- イ (略)
- ⑤ 森林作業道の機能強化
ア 事業の実施について
(ア) (略)

(イ) 交付申請 <u>①のアの(カ)に準ずる。</u> イ (略) ウ 竣工検査について 検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9、<u>「環境保全要領の運用」第14</u>のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査内規例を準用する。 ⑥ 林業専用道（規格相当）の復旧 ア 事業の実施について (ア)～(エ) (略) (オ) 交付申請 <u>①のアの(カ)に準ずる。</u>	(イ) 交付申請 <u>(2)の①のアの(カ)に準ずる。</u> イ (略) ウ 竣工検査について 検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査内規例を準用する。 ⑥ 林業専用道（規格相当）の復旧 ア 事業の実施について (ア)～(エ) (略) (オ) 交付申請 <u>(2)の①のアの(カ)に準ずる。</u>
<u>3 低コスト造林の支援</u> 目 標 : <u>林業・木材産業の生産基盤強化</u> 事業概要 : <u>森林整備の効率的かつ円滑な実施</u> メニュー : <u>循環型資源基盤整備強化対策</u> 事業種目 : <u>03 低コスト再造林対策</u> ※ 収支を伴う施設は該当なし (1) 採択基準 ① <u>従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。</u> ② <u>一貫作業システムを実施するにあたっては、集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。</u> ③ <u>1 施行地は、0.1ha 以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。</u> (2) 細則 ① <u>補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。</u> ② <u>一貫作業システムを実施するにあたっては、主伐時の集材と</u>	(新設)

人工造林の事業実施主体が異なる場合も支援対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行う事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。

③ 関連条件整備活動の森林作業道の整備について、研修受講者の活用については2の(2)の①のウ、台帳の作成及び管理については2の(2)の①のエにそれぞれ準ずる。

④ 鳥獣害防止施設のうち防護柵については、簡易な工作物とする。なお、保護すべき施行地が小規模・分散している場合は、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

⑤ 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

⑥ 交付申請について

ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「環境保全要領の運用」第13の2及び3の規定を準用する。

イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「環境保全要領の運用」第15の2の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第20の規定を準用する。

ウ 事業実施主体は、交付申請にあたり、要綱別記様式第11号に準ずる誓約書を提出しなければならない。

⑦ 補助金の算定について

ア 本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額の単価と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」

という。)を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、低コスト造林施業の実行経費とは別に算出しなければならない。 イ 本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実行経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。 ウ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。 (ア) 森林所有者自らが低コスト造林施業に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。 (イ) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。 (ウ) 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用することができる。 エ 補助対象面積については、「環境保全要領の運用」第16の4の(2)の規定を準用する。 ⑧ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第9、「<u>環境保全要領の運用</u>」第14のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。 ⑨ 事業実施主体は、人工造林の実施年度の翌年度から起算して最低8年間は当該施行地の施業履歴を記録・保管するとともに、林野庁長官、都道府県知事、研究機関等から当該施業履歴の提供依頼があった場合は応じることとする。 ⑩ 以上のほか、細部の手続、様式等については、本事業の目的及び趣旨に基づき都道府県知事が定めるものとする。	
<u>4</u> コンテナ苗生産基盤施設等整備	(新設)

目 標 : 林業・木材産業の生産基盤強化
事業概要 : コンテナ苗生産基盤施設及び普通苗の干害に備えたかん水施設等の整備による苗木全体の安定的な生産・供給体制の整備
メニュー : 循環型資源基盤整備強化対策
事業種目 : 04 コンテナ苗生産基盤施設等の整備
※ 収支を伴う施設に該当（コンテナ苗生産資材、幼苗生産資材除く）
※ 被災施設等の再整備についても、要綱の別表 2 の 1 の（4）を適用する。

（1）採択基準

- ① コンテナ苗生産基盤施設等
事業実施主体ごとの当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間 1 万本以上であること。
ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して 5 年以内に年間 1 万本以上に達する計画とすることができる（達成まで毎年度実績報告を行うこと。）。
- ② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等
コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうち概ね 50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。
- ③ 普通苗生産基盤施設等については、次に掲げるア及びイを満たすこと。
 - ア 普通苗の安定的生産を確保するために必要な干害に備えたかん水施設等の整備であること。
 - イ 生産における事業実施主体ごとの当該普通苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内における普通苗生産目標量が現状値以上であること。
- ④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあつては、必要最小限の内容で、その効果が十分に

発揮されると認められるものであること。

⑤ 1 事業費は、おおむね 50 万円以上とする。ただし、被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1 事業費の基準は設けないものとする。

⑥ 被災施設等の再整備にあっては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域におけるコンテナ苗の生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①～③の規定は適用しない。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 林業種苗法に基づく生産事業者等

要綱の別表 2 の 1 の (4) でいう林業種苗法（昭和 45 年法律第 85 号）第 10 条に基づく生産事業の登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の登録を受けることが確実に認められる者。

イ 認定特定増殖事業者等

要綱の別表 2 の 1 の (4) でいう森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 9 条第 1 項に基づく認定を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の認定を受けることが確実に認められる者。

ウ その他都道府県知事等が認める団体等

都道府県または市町村に該当しないが種苗を生産し、安定供給に寄与すると都道府県知事が認めるもの。

② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等について

種子選別機の導入に当たっては、受益戸数は種子選別機による選別種子利用者数とし、5 戸以上であること。

③ 収支を伴う施設について

コンテナ苗生産資材、幼苗生産資材を除く収支を伴う施設は、様式 7 の 1 の 3 の (2) の (注) 1 を参照のこと。

④ 被災施設等の再整備に係る交付率等について

交付率は 1/2 以内とする。また、コンテナ苗生産資材又は幼苗生産資材の導入に当たっては、補助対象事業費は実施地域の実

情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

＜高性能林業機械等の整備＞

5 林業機械作業システム整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : 05 林業機械作業システム整備
(略)

(1) 採択基準

①～⑥ (略)

⑦ 【造林保育型】又は【素材生産型】の単独・広域併用機械については、自己使用分及び広域利用分を年度単位で合計した実績（以下「年度合計実績」という。）が、【造林保育型】の単独・広域併用機械においては⑤の要件を、【素材生産型】の単独・広域併用機械においては⑥の要件をそれぞれ満たすものとする。

ただし、自己使用分は年度合計使用期間の過半を超えるものであること。

⑧ (略)

⑨ 【素材生産型】については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある高性能林業機械等（以下「既整備高性能林業機械等」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により高性能林業機械等を導入することは、原則として、既整備高性能林業機械等の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオ（素材生産量の現状値が 10,000 m³/年未満の事業実施主体において、既整備高性能林業機械等の所有台数が 3 台未満である場合は次のイからオ）に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における高性能林業機械等整備事業による直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備高性能林業機械等整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の 7 割以上を達成していること。

＜高性能林業機械等の整備＞

3 林業機械作業システム整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : 03 林業機械作業システム整備
(略)

(1) 採択基準

①～⑥ (略)

⑦ 【造林保育型】又は【素材生産型】の単独・広域併用機械については、自己使用分及び広域利用分を年度単位で合計した実績（以下「年度合計実績」という。）が、【造林保育型】の単独・広域併用機械においては(1)の④の要件を、【素材生産型】の単独・広域併用機械においては(1)の⑤の要件をそれぞれ満たすものとする。

ただし、自己使用分は年度合計実績の過半を超えるものであること。

⑧ (略)

⑨ 【素材生産型】については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある高性能林業機械等（以下「既整備高性能林業機械等」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により高性能林業機械等を導入することは、原則として、既整備高性能林業機械等の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオ（素材生産量の現状値が 10,000 m³/年未満の事業実施主体において、既整備高性能林業機械等の所有台数が 3 台未満である場合は次のイからオ）に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備高性能林業機械等整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の 7 割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備高性能林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

イ～オ (略)

⑩ (略)

(2) 細則

① 事業の実施について

ア (略)

イ 【素材生産型】

合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

ウ 【造林保育型】又は【素材生産型】の単独・広域併用機械
【造林保育型】の単独・広域併用機械においてはアを、【素材生産型】の単独・広域併用機械においてはイをそれぞれ満たすものであること。

エ・オ (略)

② 工種別要件について

ア (略)

イ 【素材生産型】

(ア) (略)

(イ) 広域利用林業機械

アの(イ)に準ずる要件に加え、協定等により出荷先が確保されていること。

ウ 【造林保育型】又は【素材生産型】の単独・広域併用機械
【造林保育型】の単独・広域併用機械においては、年度合計実績がアの(ア)の要件を満たすものであること。また、広域利用するときはアの(イ)の要件を満たすものとするが、アの

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備高性能林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

イ～オ (略)

⑩ (略)

(2) 細則

① 事業の実施について

ア (略)

イ 【素材生産型】

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)(以下「合法木材等ガイドライン」という。)」により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

ウ 【造林保育型】又は【素材生産型】の単独・広域併用機械
【造林保育型】の単独・広域併用機械においては (2)の①のアを、【素材生産型】の単独・広域併用機械においては (2)の①のイをそれぞれ満たすものであること。

エ・オ (略)

② 工種別要件について

ア (略)

イ 【素材生産型】

(ア) (略)

(イ) 広域利用林業機械

(2)の②のアの(イ)に準ずる要件に加え、協定等により出荷先が確保されていること。

ウ 【造林保育型】又は【素材生産型】の単独・広域併用機械
【造林保育型】の単独・広域併用機械においては、年度合計実績が (2)の②のアの(ア)の要件を満たすものであること。また、広域利用するときは (2)の②のアの(イ)の要件を満

(イ) の f の要件は除くものとする。 【素材生産型】の単独・広域併用機械においては、年度合計実績が<u>イの(ア)</u>の要件を満たすものであること。また、広域利用するときは<u>イの(イ)</u>の要件を満たすものとするが、<u>アの(イ)のf</u>の要件は除くものとする。 ③・④ (略) (3) その他 ①～⑥ (略) <u>⑦ 【素材生産型】については、導入機種の選定理由、施業地の確保及び人材確保・育成の見通し等を明らかにすること。</u>	たすものとするが、<u>(2)の②のアの(イ)のf</u>の要件は除くものとする。 【素材生産型】の単独・広域併用機械においては、年度合計実績が<u>(2)の②のイの(ア)</u>の要件を満たすものであること。また、広域利用するときは<u>(2)の②のイの(イ)</u>の要件を満たすものとするが、<u>(2)の②のアの(イ)のf</u>の要件は除くものとする。 ③・④ (略) (3) その他 ①～⑥ (略) (新設)
<u>6</u> 効率化施設整備 目 標 : (略) 事業概要 : (略) メニュー : (略) 事業種目 : <u>06</u> 効率化施設整備 (略)	<u>4</u> 効率化施設整備 目 標 : (略) 事業概要 : (略) メニュー : (略) 事業種目 : <u>04</u> 効率化施設整備 (略)
<u>7</u> 活動拠点施設整備 目 標 : (略) 事業概要 : (略) メニュー : (略) 事業種目 : <u>07</u> 活動拠点施設整備 (略)	<u>5</u> 活動拠点施設整備 目 標 : (略) 事業概要 : (略) メニュー : (略) 事業種目 : <u>05</u> 活動拠点施設整備 (略)
<木材加工流通施設等の整備> <u>8</u> 木材加工流通施設整備 目 標 : (略) 事業概要 : (略) メニュー : (略) 事業種目 : <u>08</u> 木材加工流通施設整備	<木材加工流通施設等の整備> <u>6</u> 木材加工流通施設整備 目 標 : (略) 事業概要 : (略) メニュー : (略) 事業種目 : <u>06</u> 木材加工流通施設整備

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体															備考
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦									
			市町村	森林組合 ※ 1	森林組合連合会	※ 2 林業者等の組織する団体	人（第3セクター等）※ 3 地方公共団体等が出資する法	る団体 ※ 4 木材関連業者等の組織す	5 地域材を利用する法人 ※									
木材処理加工施設 ※ 6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									(略)
木材集出荷販売施設 ※ 7	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体							備考
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
			市町村	森林組合 ※1	森林組合連合会	※2 林業者等の組織する団体	人（第3セクター等） ※3 地方公共団体等が出資する法人	木材関連業者等の組織する団体 ※4	5 地域材を利用する法人 ※5	
木材処理加工施設 ※6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木材集出荷販売施設 ※7	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、当該施設の地域材利用（加工、流通、乾燥、J A S 構造用製材）量若しくは製材の生産性若しくは乾燥材の割合等の目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること又は当該施設と一体となる加工施設等について採択基準の①を満たしていること。（環境対策等の施設については、都道府県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。）

ただし、受益範囲において、当該施設の地域材利用（加工、流通、乾燥、J A S 構造用製材）量の現状値（直近3ヶ年の平均値）が100,000 m³以上の場合においては、上記の目標または、次の目標のいずれかを満たせば良いものとする。

ア～ウ （略）

- ② 次のいずれかの構想等（以下「広域流通構想等」という。）の目標達成に資する施設となっていること。

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、当該施設の地域材利用量（加工量、流通量、乾燥量）若しくは製材の生産性若しくは乾燥材の割合等の目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること又は当該施設と一体となる加工施設等について採択基準の①を満たしていること。（環境対策等の施設については、都道府県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。）

ただし、受益範囲において、当該施設の地域材利用量（加工量、流通量、乾燥量）の現状値（直近3ヶ年の平均値）が100,000 m³以上の場合においては、上記の目標または、次の目標のいずれかを満たせば良いものとする。

ア～ウ （略）

- ② 次のいずれかの構想等（以下「広域流通構想等」という。）の目標達成に資する施設となっていること。

ア (略)

イ 要綱の別表 2 の 1 に掲げる対策における事業構想

ウ (略)

③・④ (略)

⑤ 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、横架材（梁及び桁）及び土台については、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「J A S 法」という。）の規定に基づき格付けがされたものかつ地域材を使用すること。

なお、使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法性確認証明木材等を使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として合法性確認証明木材等を使用すること。

⑥～⑧ (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～ク (略)

ケ 事業実施主体は、木安法第 4 条に規定する事業計画の認定を受けるよう努めるとともに、クリーンウッド法第 15 条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。ただし、被災施設等の再整備の場合にあってはこの限りでない。

②～⑭ (略)

(3) (略)

ア (略)

イ 要綱の別表 2 の I の 1 に掲げる林業・木材生産基盤強化対策における事業構想

ウ (略)

③・④ (略)

⑤ 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、横架材（梁及び桁）及び土台については、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「J A S 法」という。）の規定に基づき格付けがされたものかつ地域材を使用すること。

なお、使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 15 日）に準拠した「合法伐採木材」を使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用すること。

⑥～⑧ (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～ク (略)

ケ 事業実施主体は、木安法第 4 条に規定する事業計画の認定を受けるよう努めるとともに、クリーンウッド法第 8 条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。ただし、被災施設等の再整備の場合にあってはこの限りでない。

②～⑭ (略)

(3) (略)

9 森林バイオマス等活用施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : 09 森林バイオマス等活用施設整備

7 森林バイオマス等活用施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : 07 森林バイオマス等活用施設整備

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体														備考
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧							
			市町村	森林組合※1	生産森林組合	森林組合連合会	団体※2 林業者等の組織する	資する法人(第3セクター等)※3	地方公共団体等が出資する法人(第3セクター等)※3	木材関連業者等の組織する団体※4	人※5	地域材を利用する法					
森林バイオマス再利用促進施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						(略)
木質エネルギー等利用促進施設※6	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体								備考
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
			市町村	森林組合 ※1	生産森林組合	森林組合連合会	団体 ※2 林業者等の組織する	資する法人（第3セクター等） ※3	地方公共団体等が出資する法人 ※4	木材関連業者等の組織する団体 ※5	
森林バイオマス再	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

利用促進施設											
木質エネルギー等 利用促進施設※6	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合 (※1)

1の8の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体 (※2)

1の8の(2)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人 (※3)

1の8の(2)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体 (※4)

1の8の(2)の①のエに準ずる。

オ 地域材を利用する法人 (※5)

1の8の(2)の①のオに準ずる。

カ (略)

② ①の事業実施主体が締結する木材安定取引協定の締結等については、1の8の(2)の②に準ずる。

③ 施設の整備に当たっては、以下のいずれかを満たしていること。(※6)

ア・イ (略)

④～⑩ (略)

(3) (略)

<木質バイオマス利用促進施設の整備>

10、11、12
(略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合 (※1)

Iの1の6の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体 (※2)

Iの1の6の(2)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人 (※3)

Iの1の6の(2)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体 (※4)

Iの1の6の(2)の①のエに準ずる。

オ 地域材を利用する法人 (※5)

Iの1の6の(2)の①のオに準ずる。

カ (略)

② ①の事業実施主体が締結する木材安定取引協定の締結等については、Iの1の6の(2)の②に準ずる。

③ 木質エネルギー等利用促進施設の整備に当たっては、以下のいずれかを満たしていること。(※6)

ア・イ (略)

④～⑩ (略)

(3) (略)

<木質バイオマス利用促進施設の整備>

8、9、10
(略)

事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体																備考
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
				都道府県	市町村	森林組合 ※1	森林組合連合会	農業協同組合	農業協同組合連合会	農事組合法人	漁業協同組合	漁業協同組合連合会	※2 林業者等の組織する団体	人（第3セクター等） ※3 地方公共団体等が出資する法人	木材関連業者等の組織する団体 ※4	PFI事業者	社会福祉法人	一部事務組合	民間事業者等 ※5	
08 未利用間伐材等活用機材整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
09 木質バイオマス供給施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体																備考
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
				都道府県	市町村	森林組合 ※1	森林組合連合会	農業協同組合	農業協同組合連合会	農事組合法人	漁業協同組合	漁業協同組合連合会	※2 林業者等の組織する団体	人（第3セクター等） ※3 地方公共団体等が出資する法人	木材関連業者等の組織する団体 ※4	PFI事業者	社会福祉法人	一部事務組合	民間事業者等 ※5	

<u>10</u> 未利用間伐材等 活用機材整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>11</u> 木質バイオマス 供給施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>12</u> 木質バイオマス エネルギー利用 施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合（※1）

1の8の（2）の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体（※2）

1の8の（2）の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）

1の8の（2）の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体（※4）

1の8の（2）の①のエに準ずる。

オ・カ (略)

②～⑱ (略)

(3) (略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合（※1）

1の1の6の（2）の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体（※2）

1の1の6の（2）の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）

1の1の6の（2）の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体（※4）

1の1の6の（2）の①のエに準ずる。

オ・カ (略)

②～⑱ (略)

(3) (略)

<特用林産振興施設等の整備>

13 特用林産物活用施設等整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : 13 特用林産物活用施設等整備

(略)

(1) (略)

<特用林産振興施設等の整備>

11 特用林産物活用施設等整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : 11 特用林産物活用施設等整備

(略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合（※1）

1の8の（2）の①のアに準ずる。

イ～キ（略）

② ～⑨（略）

(3) （略）

<木造公共建築物等の整備>

14 木造公共施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : 14 木造公共施設整備

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合（※1）

1の1の6の（2）の①のアに準ずる。

イ～キ（略）

② ～⑨（略）

(3) （略）

<木造公共建築物等の整備>

12 木造公共施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : (略)

事業種目 : 12 木造公共施設整備

事業 内容	工 種	収 支 を 伴 う 施 設	事業実施主体						備 考
			①	②	③	④	⑤	⑥	
			都道府県	市町村	人 地方公共団体が 出資する法	特別 区	地方公共 団体の組 合	その他政令で 定めるところ の公共施設 の整備主体 ※2	
公共 施設	木造公共 施設、木 製外構施 設、附帯 施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル 性が高いもの等として交付率を1/2以内とする。 ① (略) ②耐火建築物又は <u>三階建て</u> の準耐火建築物 ③ (略) ④激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又

									は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合（※） （※ ただし、「<u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</u>」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2ヵ年度以内に整備する公共建築物に限る。） 被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は1/2以内とする。
	木質内装		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体						備考
			①	②	③	④	⑤	⑥	
			都道府県	市町村	人※1 地方公共団体が出資する法	特別区	地方公共団体の組合	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体※2	
公共施設	木造公共施設、木製外構施設、附帯施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性が高いもの等として交付率を1/2以内とする。 ① (略) ②耐火建築物又は三階建て以上¹の準耐火建築物 ③ (略) ④激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合（※） （※ ただし、「<u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</u>」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2ヵ年度以内に整備する公共建築物に限る。）

									る法律」(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く 2 ヶ年度以内に整備する公共建築物に限る。)被災施設等の再整備についても本表を適用し、交付率は 1/2 以内とする。
	木質内装		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(1) 採択基準

- ① 木造公共施設にあっては、原則として、床面積 1m² あたりの地域材利用量が 0.18m³ 以上であること、かつ延べ面積が 300m² 以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。木質内装にあっては、対象施設の延べ面積が 300m² 以上であること、かつ、木質内装を行う床及び壁等の合計面積が 300m² 以上であり、そのうち地域材が 50%以上使用されること。

②～⑦ (略)

(2) 細則

①～④ (略)

- ⑤ この事業において整備する施設において使用される製材等(丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材)については、合法性確認証明木材等を使用することとし、都道府県及び事業実施主体は、地域材及び合法性確認証明木材等の使用量について、本要領第 6 の 2 の (2) の個別指標の達成状況報告と併せて報告すること。なお、製材等の再利用にあたっては、再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として合法性確認証明木材等を使用することとし、再利用にあたっては、原則として再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。なお、都道府県及び事業実施主体

(1) 採択基準

- ① 木造公共施設にあっては、原則として、床面積 1m² あたりの地域材利用量が 0.18m³ 以上であること、かつ延べ面積が 300m² 以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。木質内装にあっては、対象施設の延べ面積が 300m² 以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が 300m² 以上であること。

②～⑦ (略)

(2) 細則

⑤ ～④ (略)

- ⑤ この事業において整備する施設において使用される製材等(丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材)については、「クリーンウッド法」及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成 18 年 2 月 15 日)に準拠した「合法伐採木材」を使用することとし、都道府県及び事業実施主体は、地域材及び合法伐採木材の使用量について、本要領第 6 の 2 の (2) の個別指標の達成状況報告と併せて報告すること。なお、製材等の再利用にあたっては、再利用前において「合法伐採木材」であったことが確認できたものを使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用することとし、再利用にあたっては、原則として再利用前において「合法伐採木材」であったことが確認できたも

は、交付対象の木材利用量について、また木造公共施設にあっては交付対象部分の延べ面積、木質内装にあっては交付対象木質化部分の床及び壁等の合計面積について、事業完了の翌年度6月末までに報告すること。

⑥（略）

⑦（略）

ア 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者が年間延べ1000人以上利用することが見込まれる施設とし、次の用途に係る施設を除くものとする。

（ア）庁舎（執務室等）、（イ）営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなどの施設）、（ウ）個人の財産となる施設

イ（略）

⑧・⑨（略）

⑩（略）

ア 木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は本要領別紙1の1の（9）のとおりとする。

イ 木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は本要領別紙1の1の（9）のうち非木造部分と共用する部分（基礎等）を除く経費とする。

ウ（略）

エ 構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とし、交付対象経費は本要領別紙1の1の（9）のとおりとする。

⑪（略）

のを使用すること。なお、都道府県及び事業実施主体は、交付対象の木材利用量について、また木造公共施設にあっては交付対象部分の延べ面積、木質内装にあっては交付対象木質化部分の床及び壁等の合計面積について、事業完了の翌年度6月末までに報告すること。

⑥（略）

⑦（略）

ア 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者に利用される用途に係るものとし、次の用途に係る施設を除くものとする。

（ア）庁舎（執務室等）、（イ）営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなどの施設）、（ウ）個人の財産となる施設

イ（略）

⑧・⑨（略）

⑩（略）

ア 木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は本要領別紙1の1の（7）のとおりとする。

イ 木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は本要領別紙1の1の（7）のうち非木造部分と共用する部分（基礎等）を除く経費とする。

ウ（略）

エ 構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とし、交付対象経費は本要領別紙1の1の（7）のとおりとする。

⑪（略）

⑫ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費（<u>本要領別紙 1 の 1 の（9）</u> 参照）を対象としたものであることに留意すること。 ⑬ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費（<u>本要領別紙 1 の 1 の（9）</u> 参照）を試算し交付対象経費すること。 ⑭ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあつては、<u>同法に規定する国の基本方針に即した都道府県方針に即した市町村方針の作成が行われていること。</u> ⑮～⑰（略） <u>⑱ 本事業の適正実施と透明性の確保を図り、木材利用の波及効果・展示効果を高めるため、都道府県は、整備した施設の概要について都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了の翌年度 6 月末までに公表を行うものとする。</u> （3）（略）	⑫ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費（<u>本要領別紙 1 の I の 1 の（7）</u> 参照）を対象としたものであることに留意すること。 ⑬ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費（<u>本要領別紙 1 の I の 1 の（7）</u> 参照）を試算し交付対象経費すること。 ⑭ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあつては、<u>同法に規定する市町村方針の作成が行われること。</u> ⑮～⑰（略） （新設） （3）（略）
2 森林整備・林業等振興推進交付金種目別基準 ＜森林整備地域活動支援対策＞ 1 森林整備地域活動支援対策 目 標 : <u>森林整備の地域活動推進</u> 事業概要 : （略） （略） （1）（略） （2）細則 ① 対象森林 ア～ウ （略） エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備（以下、「条件整備」という。） 市町村長と「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定を締結した森林。ただし、<u>③のイの（イ）の c 及び e の森林は、原則として対象としない。</u> オ （略）	2 森林整備・林業等振興推進交付金種目別基準 ＜森林整備地域活動支援対策＞ 1 森林整備地域活動支援対策 目 標 : <u>林業・木材産業の生産基盤強化</u> 事業概要 : （略） （略） （1）（略） （2）細則 ① 対象森林 ア～ウ （略） エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備（以下、「条件整備」という。） 市町村長と「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定を締結した森林。ただし、<u>（2）の③のイの（イ）の c 及び e の森林は、原則として対象としない。</u> オ （略）

② (略)

③ 交付額及び交付単価等

ア 森林経営計画作成促進

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のアの対象森林のうち、次の(a)又は(b)に該当する森林(取組実施年度の前年度から起算して過去5年度間において①及び林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領(平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知)の別表1のIの2の1の(2)の①に定める「森林経営計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く(ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは間伐を実施しようとする森林又は「森林経営計画作成促進」において次の(b)に該当する森林に対して交付を受けていた者と異なる者が交付を受ける場合にあってはこの限りではない。))の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村森林所有者を対象とした説明会の開催や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。

(a)・(b) (略)

(イ)・(ウ) (略)

イ 森林境界の明確化

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のイの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村

② (略)

③ 交付額及び交付単価等

ア 森林経営計画作成促進

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、(2)の①のアの対象森林のうち、次の(a)又は(b)に該当する森林(取組実施年度の前年度から起算して過去5年度間において林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領(平成30年3月30日付け30林政経第349号林野庁長官通知)の別表1のIの2の1の(2)の①及び本要領の別表2のIの2の1の(2)の①に定める「森林経営計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く(ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは間伐を実施しようとする森林又は「森林経営計画作成促進」において次の(b)に該当する森林に対して交付を受けていた者と異なる者が交付を受ける場合にあってはこの限りではない。))の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村森林所有者を対象とした説明会の開催や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。

(a)・(b) (略)

(イ)・(ウ) (略)

イ 森林境界の明確化

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、(2)の①のイの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村

森林所有者の立会や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。ただし、森林境界案の作成に取り組む森林を除く。

(イ)・(ウ) (略)

ウ 森林所有者の探索

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のウの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

(イ) (略)

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に対する支援

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のア又はイの対象森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森林とした森林の面積とする。

(イ) (略)

④～⑨ (略)

森林所有者の立会や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。ただし、森林境界案の作成に取り組む森林を除く。

(イ)・(ウ) (略)

ウ 森林所有者の探索

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、(2)の①のウの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

(イ) (略)

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に対する支援

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、(2)の①のア又はイの対象森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森林とした森林の面積とする。

(イ) (略)

④～⑨ (略)

<山村地域の防災・減災対策>

2 山地防災情報伝達の総合的な推進
(略)

<山村地域の防災・減災対策>

2 山地防災情報伝達の総合的な推進
(略)

メニュー	事業内容	事業実施主体	備考
山地防災情報伝達の	(1) (略)	(略)	

総合的な推進	(2) 山地防災情報の提供 ①・② (略) <u>③ 小中学校等と連携した防災意識の向上を図るための出張防災講座や防災イベント等の開催等</u> (3) (略)		
--------	---	--	--

メニュー	事業内容	事業実施主体	備 考
山地防災情報伝達の総合的な推進	(1) (略) (2) 山地防災情報の提供 ①・② (略) (削る。) (3) (略)	(略)	

< 森林資源保全対策 >

< 森林資源保全対策 >

- 目 標 : (略)
- 3 森林資源保護の推進 事業概要 : (略)
- 4 森林環境保全の推進 事業概要 : 健全な森林を造成するための林野火災の予防や森林保全推進員の養成等を支援する

メニュー	事業内容	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)
森林環境保全の推進	<u>(1) 森林保全管理対策</u> <u>① 森林保全管理活動について連絡協議等を行う協議会の開催</u> <u>② 保全管理活動の中心となって森林巡視等を行う森林保全推進員を養成するための研修及び推進員の認定並びに巡視用備品の配備</u>	(略)	<u>林野火災予防対策については、</u> 関係市町村における林野火災予防のための取組、林野火災予防消防体制の整備状況等を勘案の上、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす地域を対象として実施するものとする。

	<u>③ 推進員に対する指導等を行う森林保全巡視指導員の配置及び指導員資質向上のための研修の実施並びに推進員の指導を効率的に行うために必要な備品の配備</u> <u>④ 住宅地周辺における林野火災や森林への廃棄物の不法投棄等各種森林被害の実態把握</u> <u>(2) 林野火災予防対策</u> ①～④ (略)		(1) ・ (2) (略)
--	--	--	---------------

- 目 標 : (略)
- 3 森林資源保護の推進 事業概要 : (略)
- 4 森林環境保全の推進 事業概要 : 健全な森林を造成するための林野火災の予防を支援する

メニュー	事業内容	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)
森林環境保全の推進	(削る。) <u>林野火災予防対策</u> ①～④ (略)	(略)	関係市町村における林野火災予防のための取組、林野火災予消防体制の整備状況等を勘案の上、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす地域を対象として実施するものとする。 (1) ・ (2) (略)

<林業の多様な担い手の育成>

<林業の多様な担い手の育成>

- 目 標 : (略)
- 5 持続的な林業経営の確立 事業概要 : (略)
- 6 出荷ロットの大規模化等の推進 事業概要 : 出荷ロットの大規模化のための共同販売体制の構築や、川中・川下との直接取引等のマーケットインの生産・販売を支援
- 7 人材の確保・育成・定着 事業概要 : (略)

8 新たに造林事業を開始する者等の育成 事業概要：（略）

9 労働安全の確保 事業概要：（略）

10 特用林産物の担い手の育成 事業概要：特用林産物の生産技術向上のための研修、きのこ原木等生産資材の生産に必要な林業技術習得のための研修等を支援

メニュー	事業内容	事業実施主体	備考
(略)	(略)	(略)	
<u>出荷ロットの大規模化等の推進</u>	<u>需要者ニーズや林況の調査、採材等の現地研修、効率的な受発注システムの構築、共同出荷体制の整備等に向けた協議会・検討委員会の開催、トップランナーセミナーやマーケティング研修の開催等</u>		
(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	
労働安全の確保	1 林業の労働安全に関する実技研修会等の実施、安全作業対策の支援等 2 労働安全管理体制の整備（安全衛生指導員の養成、安全管理指導専門家の養成・認定、巡回指導・救助訓練の実施、労働安全衛生改善対策セミナー等の開催） 3 振動障害予防対策、蜂刺傷災害対策の実施 4 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）に即した労働安全衛生活動の普及啓発、安全衛生計画の作成の指導・助言 5 林業労働安全衛生に資する装備・装置の導入支援（※1）	都道府県、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部及び林業経営体（※5） （新設） （新設）	
<u>特用林産物の担い手の育成</u>	<u>特用林産物の生産技術向上や経営に必要なノウハウ習得のための研修の実施、安全対策を含めた伐木造材等の林業技術</u>	<u>都道府県、市町村、森林組合、森林組合連合会、農業協同組</u>	

	<u>習得のための研修の実施、各種研修の実施のために必要な資 機材の整備等</u>	<u>合、農業協同組合連合会、農 事組合法人、林業者等の組織 する団体（※6）</u>	
--	---	---	--

- 目 標 : (略)
- 5 持続的な林業経営の確立 事業概要 : (略)
(削る。)
- 6 人材の確保・育成・定着 事業概要 : (略)
- 7 新たに造林事業を開始す 事業概要 : (略)
る者等の育成
- 8 労働安全の確保 事業概要 : (略)
(削る。)

メニュー	事業内容	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	(略)	
(削る。)	(削る。)		
(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	
労働安全の確保	1 林業の労働安全に関する実技研修会等の実施、安全作業 対策の支援等	都道府県、 <u>市町村</u> 、林業・木 材製造業労働災害防止協会の 都道府県支部、 <u>林業経営体（ ※5）、森林組合、森林組合 連合会、農業協同組合、農業 協同組合連合会、農事組合法 人、林業者等の組織する団体 （※6）</u>	

	2 労働安全管理体制の整備（安全衛生指導員の養成、安全管理指導専門家の養成・認定、巡回指導・救助訓練の実施、労働安全衛生改善対策セミナー等の開催） 3 振動障害予防対策、蜂刺傷災害対策の実施 4 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）に即した労働安全衛生活動の普及啓発、安全衛生計画の作成の指導・助言	<u>都道府県、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部、林業経営体（※5）</u>	
	5 林業労働安全衛生に資する装備・装置の導入支援（※1）	<u>林業経営体（※5）</u>	
（削る。）	（削る。）	（削る。）	

細則

事業実施主体について

1・2（略）

3 上表に掲げる労働安全の確保については、下記の要件を満たす者とする。

（1）「林業経営体」は、林業・木材製造業労働災害防止協会の会員等の林業労働安全衛生の取組に積極的な者又はこれに準ずる者とする。（※5）

（2）「林業者等の組織する団体」は、林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっている団体とする。（※6）

事業内容について

1・2（略）

（削る。）

細則

事業実施主体について

1・2（略）

（新設）

3 上表に掲げる林業労働安全衛生に資する装備・装置の導入支援（※1）については林業経営体に限るものとし、林業経営体は林業・木材製造業労働災害防止協会の会員等の林業労働安全衛生の取組に積極的な者又はこれに準ずる者とする。（※5）

4 上表に掲げる「特用林産物の担い手の育成」の事業実施主体のうち「林業者等の組織する団体」は、林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっている団体とする。（※6）

事業内容について

1・2（略）

3 上表に掲げる特用林産物の担い手の育成は、下記のとおりとする。

（1）研修の対象者は、特用林産物生産者又は今後特用林産物の生産

	<u>を開始する予定の者であって、生産性・収益の向上に強い意欲を有している者を対象とするものとする。</u> <u>(2) 補助対象となる資機材の例</u> <u>ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、空調服、安全靴、装着型作業負荷軽減装置、刈払機、チェーンソー、ウインチ、チップパー、ドリル、林内作業車（500万円未満のもの）、自動穴開け機、自動植菌機、乾燥機、ハウス環境モニタリングシステム、任意傷害保険等</u> <u>(3) 資機材の導入（リースを含む。）にあつては、特用林産物生産の担い手の育成のための各種研修の実施に必要なものに限り対象とするものとし、当該資機材の規模、性能等は、受益範囲、利用計画の内容等からみて適切なものとする。</u>
<林業経営体育成対策（林業機械リース支援）> <u>9</u> 林業機械リース支援 (略) (1) 採択基準 ① 【造林保育型】においては<u>1の5の(1)の⑤</u>、【素材生産型】においては<u>1の5の(1)の⑥</u>の達成が見込まれること。 ② (略) ③ 【造林保育型】においては、リース期間満了までに、<u>1の5の(2)の②のアの(ア)のaからcのいずれかの達成が見込まれること。</u> ④～⑦ (略) (2) 細則 ① 事業実施主体について ア・イ (略) ウ 新たに造林事業を開始する者 <u>1の5の(2)の①のエに準ずる。</u> エ 特認団体（※1） <u>1の5の(2)の①のオに準ずる。</u> ② 対象機械	<林業経営体育成対策（林業機械リース支援）> <u>11</u> 林業機械リース支援 (略) (1) 採択基準 ① 【造林保育型】においては<u>Iの1の3の(1)の④</u>、【素材生産型】においては<u>Iの1の3の(1)の⑤</u>の達成が見込まれること。 ② (略) ③ 【造林保育型】においては、リース期間満了までに、<u>Iの1の3の(2)の②のアの(ア)のaからcのいずれかの達成が見込まれること。</u> ④～⑦ (略) (2) 細則 ① 事業実施主体について ア・イ (略) ウ 新たに造林事業を開始する者 <u>Iの1の3の(2)の①のエに準ずる。</u> エ 特認団体（※1） <u>Iの1の3の(2)の①のオに準ずる。</u> ② 対象機械

別表 1 の <u>05</u> 林業機械作業システム整備の林業機械導入に準ずる。 ③～⑮ (略) (削る。) (3) その他 ① ヘッドのみの導入については、<u>1 の 5 の (3) の②</u>に準ずる。 ② 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、<u>1 の 5 の (3) の④</u>に準ずる。 ③ IoT ハーベスタについては、<u>1 の 5 の (3) の⑤</u>に準ずる。 ④ 林業用資材運搬ドローンについては、<u>1 の 5 の (3) の⑥</u>に準ずる。 <u>⑤ 【素材生産型】については、1 の 5 の (3) の⑦に準ずる。</u>	別表 1 の <u>I の 03</u> 林業機械作業システム整備の林業機械導入に準ずる。 ③～⑮ (略) <u>⑯ 上限事業費</u> <u>本要領別表 5 の (1) のアからエまで及びカに準ずる。</u> (3) その他 ① ヘッドのみの導入については、<u>I の 1 の 3 の (3) の②</u>に準ずる。 ② 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、<u>I の 1 の 3 の (3) の④</u>に準ずる。 ③ IoT ハーベスタについては、<u>I の 1 の 3 の (3) の⑤</u>に準ずる。 ④ 林業用資材運搬ドローンについては、<u>I の 1 の 3 の (3) の⑥</u>に準ずる。 (新設)
(削る。)	<u>II 再造林低コスト化促進対策</u> <u>1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準</u> <u><低コスト再造林対策></u> <u>1 低コスト造林の支援</u> 目 標 : <u>再造林の低コスト化の促進</u> 事業概要 : <u>森林整備の効率的かつ円滑な実施</u> メニュー : <u>低コスト再造林対策</u> 事業種目 : <u>1 低コスト再造林対策</u> ※ 収支を伴う施設は該当なし <u>(1) 採択基準</u> ① <u>従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。</u> ② <u>一貫作業システムを実施するにあたっては、集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。</u> ③ <u>1 施行地は、0.1ha 以上とする。なお、1 施行地とは、原則と</u>

して接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。

(2) 細則

① 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

② 一貫作業システムを実施するにあたっては、主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合も支援対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行う事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。

③ 関連条件整備活動の森林作業道の整備について、研修受講者の活用についてはⅠの２の（２）の①のウ、台帳の作成及び管理についてはⅠの２の（２）の①のエにそれぞれ準ずる。

④ 鳥獣害防止施設のうち防護柵については、簡易な工作物とする。なお、保護すべき施行地が小規模・分散している場合は、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

⑤ 本事業の完了年度の翌年度から起算して５年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

⑥ 交付申請について

ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「環境保全要領の運用」第１３の２及び３の規定を準用する。

イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「環境保全要領の運用」第１５の２の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いに

については、同運用第 20 の規定を準用する。ウ 事業実施主体は、交付申請にあたり、要綱別記様式第 11 号に準ずる誓約書を提出しなければならない。

⑦ 補助金の算定について

ア 本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額の単価と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、低コスト造林施業の実行経費とは別に算出しなければならない。

イ 本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実行経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。

ウ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

（ア）森林所有者自らが低コスト造林施業に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

（イ）雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

（ウ）本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用することができる。

エ 補助対象面積については、「環境保全要領の運用」第 16 の 4 の（２）の規定を準用する。

⑧ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第 9 のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

⑨ 事業実施主体は、人工造林の実施年度の翌年度から起算して最低 8 年間は当該施行地の施業履歴を記録・保管するとともに、林野庁長官、都道府県知事、研究機関等から当該施業履歴の提供

依頼があった場合は応じることとする。

- ⑩ 以上のほか、細部の手続、様式等については、本事業の目的及び趣旨に基づき都道府県知事が定めるものとする。

<コンテナ苗生産基盤施設等の整備>

2 コンテナ苗生産基盤施設等整備

目 標 : 再造林の低コスト化の促進
事業概要 : コンテナ苗生産基盤施設及び普通苗の干害に備えたかん水施設等の整備による苗木全体の安定的な生産・供給体制の整備

メニュー : コンテナ苗生産基盤施設等の整備

事業種目 : 2 コンテナ苗生産基盤施設等整備

※ 収支を伴う施設に該当（コンテナ苗生産資材、幼苗生産資材除く）

※ 被災施設等の再整備についても、要綱の別表2のⅡの1の（2）を適用する。

（1）採択基準

① コンテナ苗生産基盤施設等

事業実施主体ごとの当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間1万本以上であること。

ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して5年以内に年間1万本以上に達する計画とすることができる（達成まで毎年度実績報告を行うこと。）。

② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうち概ね50%以上を他のコンテナ苗生産業者に配布すること。

③ 普通苗生産基盤施設等については、次に掲げるア及びイを満たすこと。

ア 普通苗の安定的生産を確保するために必要な干害に備えたかん水施設等の整備であること。

イ 生産における事業実施主体ごとの当該普通苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内における普通苗生産目標量が現状値以上であること。

④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあつては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。

⑤ 1 事業費は、おおむね 50 万円以上とする。ただし、被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1 事業費の基準は設けないものとする。

⑥ 被災施設等の再整備にあつては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域におけるコンテナ苗の生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①～③の規定は適用しない。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 林業種苗法に基づく生産事業者等

要綱の別表 2 の II の 1 の (2) でいう林業種苗法 (昭和 45 年法律第 85 号) 第 10 条に基づく生産事業の登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の登録を受けることが確実と認められる者。

イ 認定特定増殖事業者等

要綱の別表 2 の II の 1 の (2) でいう森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 (平成 20 年法律第 32 号) 第 9 条第 1 項に基づく認定を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の認定を受けることが確実と認められる者。

ウ その他都道府県知事等が認める団体等

都道府県または市町村に該当しないが種苗を生産し、安定供給に寄与すると都道府県知事が認めるもの。

② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等について

種子選別機の導入に当たっては、受益戸数は種子選別機による選別種子利用者数とし、5 戸以上であること。

- ③ 収支を伴う施設について
コンテナ苗生産資材、幼苗生産資材を除く収支を伴う施設は、様式7の1の3の(2)の(注)1を参照のこと。
- ④ 被災施設等の再整備に係る交付率等について
交付率は1/2以内とする。また、コンテナ苗生産資材又は幼苗生産資材の導入に当たっては、補助対象事業費は実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

別表3
事業構想の「目標を定量化する指標」のガイドライン
1・2 (略)

別表3
事業構想の「目標を定量化する指標」のガイドライン
1・2 (略)

目標	メニュー		指標
林業・木材産業の 生産基盤強化	高性能林業機械等の整備		(略)
	木材加工流通施設等の整備		(略)
	木造公共建築物等の整備	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	
	木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	
<u>再造林の 低コスト化の促進</u>	<u>低コスト再造林対策</u>		(略)

目標	メニュー		指標
----	------	--	----

林業・木材産業の 生産基盤強化	高性能林業機械等の整備		(略)
	木材加工流通施設等の整備		(略)
	木造公共建築物等の整備	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	
	木質バイオマス利用促進施設 の整備	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	
	<u>循環型資源基盤整備強化</u> 対策		(略)
	(削る。)		

別表 4

全体指標及び個別指標のガイドライン

1～3 (略)

(森林整備・林業等振興整備交付金)

別表 4

全体指標及び個別指標のガイドライン

1～3 (略)

(森林整備・林業等振興整備交付金)

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
林業・木材 産業の生産 基盤強化	(略)	(略)	(略)	(略)
	木材加工流通施設等の整備	(略)	○地域材利用量（増加量・増加率） ◎素材生産量（目標値）＜木材加工流通施設等＞ ◎木質バイオマス利用量（増加量）＜木質バイオマス＞ ◎ <u>都道府県全体並びに都道府県及び市町村の低層の公共建築物の木造率及び木造率の伸び</u>	●地域材利用（加工）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（流通）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（乾燥）量（目標値・施設の効率性） <u>（新設）</u> ◎製材等の生産性（目標値） ◎乾燥材率（目標値） ◎選定経営体との木材安定取引協定等の締結数

	木質バイオマス 利用促進施設の 整備	(略)	<u>率</u> ＜木造公共＞	(略)
	木造公共建築物 等の整備	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>再造林の 低コスト化 の促進</u>	<u>コンテナ苗生産基 盤施設等の整備</u>	<u>・コンテ ナ苗生 産基盤 施設等 整備</u>	(略)	(略)

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
林業・木材 産業の生産 基盤強化	(略)	(略)	(略)	(略)
	木材加工流通施 設等の整備	(略)	○地域材利用量（増加量・増加率） ◎素材生産量（目標値）＜木材加工流通施設等 ＞ ◎木質バイオマス利用量（増加量）＜木質バイ オマス＞ ◎都道府県及び市町村の低層の公共建築物の木 造率 <u>並びに都道府県の建築物木材利用促進 協定の締結数</u> ＜木造公共＞	●地域材利用（加工）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（流通）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（乾燥）量（目標値・施設の効率性） <u>●地域材利用（JAS構造用製材）量（目標値・施 設の効率性）</u> ◎製材等の生産性（目標値） ◎乾燥材率（目標値） ◎選定経営体との木材安定取引協定等の締結数
	木質バイオマス 利用促進施設の 整備	(略)		(略)
	木造公共建築物 等の整備	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	<u>循環型資源基盤整</u>	<u>・コンテ</u>	(略)	(略)

備強化対策

ナ苗生
産基盤
施設等
の整備

(森林整備・林業等振興推進交付金)

目標	メニュー	全体指標
(略)	(略)	(略)
森林資源 の保護	(略)	(略)
	森林環境保全の 推進	(例) <u>初期消火資機材の配備地区数</u> 等
林業の多 様な担い 手の育成	・持続的な林業 経営の確立 (削る。) ・人材の確保・ 育成・定着 ・新たに造林事 業を開始する 者等の育成 ・労働安全の確 保	●素材生産量 (目標値) ●素材生産性 (目標値) ●新たに造林事業を開始する経営体の数 (目標値) (削る。) (例) 研修会等の参加者数 (延べ人日) (例) 経営指導等を受けた経営体数 (例) 資格 (伐木・造材、集材、集積、 その他 (車両系建設機械等)) 取得者数 (例) 認定事業主数 (例) 森林施業プランナー数 (例) 労働災害発生件数
	(削る。)	(削る。)

(森林整備・林業等振興推進交付金)

目標	メニュー	全体指標
(略)	(略)	(略)
森林資源 の保護	(略)	(略)
	森林環境保全の 推進	(例) <u>森林保全推進員の増加</u> 等
林業の多 様な担い 手の育成	・持続的な林業 経営の確立 ・<u>出荷ロットの 大規模化等の 推進</u> ・人材の確保・ 育成・定着 ・新たに造林事 業を開始する 者等の育成 ・労働安全の確 保	●素材生産量 (目標値) ●素材生産性 (目標値) ●新たに造林事業を開始する経営体の数 (目標値) <u>◎製材工場等への供給増加量 (目標値)</u> <u>【出荷ロットの大規模化等の推進に係る もの】</u> (例) 研修会等の参加者数 (延べ人日) (例) 経営指導等を受けた経営体数 (例) 資格 (伐木・造材、集材、集積、 その他 (車両系建設機械等)) 取得者数 (例) 認定事業主数 (例) 森林施業プランナー数 (例) 労働災害発生件数
	<u>特用林産物の担 い手の育成</u>	●<u>特用林産物の生産量 (目標値)</u> ●<u>特用林産物の生産性 (目標値)</u> ●<u>特用林産物の生産コスト (目標値)</u> ●<u>新たに特用林産物の生産を開始する 者数 (目標値)</u>

(略)	(略)	(略)

(森林整備・林業等振興整備交付金) 被災施設等の再整備に係るもの

		<u>(例) 研修会等の参加者数 (延べ人日)</u> <u>(例) 経営指導等を受けた生産者数</u> <u>(例) 資格 (伐木・造材、集材、集積、その他 (車両系建設機械等)) 取得者数</u> <u>(例) 労働災害発生件数</u>
(略)	(略)	(略)

(森林整備・林業等振興整備交付金) 被災施設等の再整備に係るもの

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
被災施設等の再整備による生産、供給体制の再建等	(略)	(略)	(略)	(略)
	木材加工流通施設等の整備	(略)	(略)	●地域材利用 (加工) 量 (目標値) ●地域材利用 (流通) 量 (目標値) ●地域材利用 (乾燥) 量 (目標値) (新設)
	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>コンテナ苗生産基盤施設等の整備</u>	<u>・コンテナ苗生産基盤施設等整備</u>	(略)	(略)

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
被災施設等の再整備による生産、供給体制の再建等	(略)	(略)	(略)	(略)
	木材加工流通施設等の整備	(略)	(略)	●地域材利用 (加工) 量 (目標値) ●地域材利用 (流通) 量 (目標値) ●地域材利用 (乾燥) 量 (目標値)

再建等			●地域材利用（J A S構造用製材）量（目標値・施設の効率性）
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	<u>循環型資源 基盤整備強化対策</u>	<u>・コンテナ苗生産 基盤施設等の整備</u>	(略)

別表5（別紙2の1の（2）のエ関係）施設別の上限事業費	別表5（別紙2の1の（2）のエ関係）施設別の上限事業費
(削る。) <u>(1)～(4)</u> (略) ※ (略)	<u>(1) 林業機械作業システム整備</u> <u>ア プロセッサ・・・購入価格1台につき2,400万円</u> <u>イ ハーベスタ・・・購入価格1台につき2,700万円</u> <u>ウ フォワーダ</u> <u>積載量3.0t以下・・・購入価格1台につき1,200万円</u> <u>積載量3.1t超えるもの・・・購入価格1台につき2,300万円</u> <u>エ タワーヤード・・・購入価格1台につき3,200万円</u> <u>オ 機械保管倉庫・・・建築面積1㎡につき16万円</u> <u>カ 林業用四輪駆動ダンプトラック・・・購入価格1台につき880万円</u> <u>(国費補助額は、事業費にかかわらず1台につき200万円を上限とすることから、事業費の上限額を超えた場合の協議は不要とする。)</u> <u>(2)～(5)</u> (略) ※ (略)

様式2	様式2
表紙・1～14 (略) 15 目標を定量化する指標 (略)	

目標	メニュー		指標	(目標) 〇〇年(度)
林業・木材産業の生産基盤強化	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
	(略)	(略)	(略)	
		(略)		
		(略)		
	(略)	(略)	(略)	
		(略)		
		(略)		
<u>再造林の低コスト化の促進</u>	<u>低コスト再造林対策</u>		(略)	

※ (略)

表紙・1～14 (略)

15 目標を定量化する指標

(略)

目標	メニュー		指標	(目標) 〇〇年(度)
林業・木材産業の生産基盤強化	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
	(略)	(略)	(略)	
		(略)		
		(略)		
	(略)	(略)	(略)	

(削る。)		(略)	
		(略)	
	循環型資源基盤整備強化対策	(略)	

※ (略)

様式 4

様式 4

第 1 事業計画

1 個別事業計画一覧表 (1)

令和 年 月 日 現在

目標	事業種目 (メニュー)		実施市 町村	事業実 施主体	事業量 (ha、m、 箇所)	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考
(略)	(略)	(略)						(略)
<u>再造林の 低コスト化 の促進</u>	低コスト再 造林対策	(略)						
		(略)					(略)	(略)
		(略)					(略)	(略)
		(略)					(略)	(略)
		(略)						(略)
		(略)						
		(略)						
		(略)						
		(略)						
		(略)						

(略)

1 個別事業計画一覧表（2）

<会計>

（略）

<個別事業計画>

（略）

（注）

1 （略）

2 実施内容については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）別表2のIの2のメニュー欄に掲げる内容を踏まえ、わかりやすく簡潔に記載すること。

3～6、＊ （略）

2 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

目標	事業種目 (メニュー)	全体指標	指標設定の考え方 (目標との関連性)	現状値			目標値			備考
				数値	単位	年度 (西暦)	数値	単位	年度 (西暦)	
(略)	(略)									
<u>再造林の低コスト化の促進</u>										

（注）（略）

3 事業実施主体ごとに定める指標（個別指標）

（１）森林整備・林業等振興整備交付金

目標	メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	交付金（国費）			個別指標	単位	個別指標						費用対効果分析の結果	公庫資金	備考
							事業費	附帯	合計			現状	1年	2年	3年	4年	目標			
							(千円)	事務費	(千円)			値	目	目	目	目	値			
林業・木材産業の生産基盤強化				(略)								(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)			
合 計												(西暦)	(西暦)	(西暦)	(西暦)	(西暦)	(西暦)			
<u>再造林の低コスト化の促進</u>				<u>計</u>																
<u>合 計</u>																				
<u>合 計</u>																				
総 計																				
(略)																				

（注）

1 （略）

2 事業種目については、別表1のⅠ及びⅡの該当事業種目を、事業内容については、別表1のⅠ及びⅡの工種又は施設区分①から④まで（必要に応じて具体名を併せて記載）及び数量を記載すること。

3～11 （略）

12 別表2のIの2の「11 林業機械リース支援」の(2)細則の④の資料は、本様式に準じて作成するものとし、個別指標及び目標値欄は、事業実施主体ごとのリース期間満了年度における素材生産量及び素材生産性の計画値を記載し、費用対効果分析の結果欄は記載しない。

13・＊（略）

第1 事業計画

1 個別事業計画一覧表（1）

令和 年 月 日 現在

目標	事業種目 (メニュー)		実施市 町村	事業実 施主体	事業量 (ha、m、 箇所)	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考
(略)	(略)	(略)						(略)
<u>林業・木材 産業の生産 基盤強化</u>	低コスト再 造林対策	(略)						
		(略)					(略)	(略)
		(略)					(略)	(略)
		(略)					(略)	(略)
		(略)						(略)
		(略)						
		(略)						
		(略)						
	(略)							
	(略)							

(略)

1 個別事業計画一覧表（2）

<会計>

(略)

<個別事業計画>

(略)

(注)

1 (略)

2 実施内容については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）別表2の2の経費欄に掲げる内容を踏まえ、わかりやすく簡潔に記載すること。

3～6、* (略)

2 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

目標	事業種目 (メニュー)	全体指標	指標設定の考え方 (目標との関連性)	現状値			目標値			備考
				数値	単位	年度 (西暦)	数値	単位	年度 (西暦)	
(略)	(略)									
(削る。)										

(注) (略)

3 事業実施主体ごとに定める指標（個別指標）

(1) 森林整備・林業等振興整備交付金

目標	メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	交付金（国費）			個別指標							費用対効果分析の結果	公庫資金	備考
							事業費 (千円)	附帯事務費 (千円)	合計 (千円)	個別指標 単位	現状値	1年目	2年目	3年目	4年目	目標値			
											(年度) (西暦)	(年度) (西暦)	(年度) (西暦)	(年度) (西暦)	(年度) (西暦)	(年度) (西暦)			

林業・木材 産業の生産 基盤強化				(略)															
合 計																			
(削る。)				(削る。)															
(削る。)																			
(削る。)																			
総 計																			
(略)																			

(注)

1 (略)

2 事業種目については、別表 1 の該当事業種目を、事業内容については、別表 1 の工種又は施設区分①から④まで（必要に応じて具体名を併せて記載）及び数量を記載すること。

3～11 (略)

12 別表 2 の 2 の「9 林業機械リース支援」の(2)細則の④の資料は、本様式に準じて作成するものとし、個別指標及び目標値欄は、事業実施主体ごとのリース期間満了年度における素材生産量及び素材生産性の計画値を記載し、費用対効果分析の結果欄は記載しない。

13・＊ (略)

様式 5

様式 5

事前点検シート

(略)

1 (略)

2 個別事業について（施設整備を実施する場合のみ記入）

	項 目	チェック欄		備考欄
		メニュー名		
		事業実施主体名		
		工種		
(1)～(16)	(略)			
<u>(17)</u>	<u>木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成 19 年農林水産省告示第 1083 号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和 49 年農林省告示第 600 号）の格付けがされたものかつ地域材を使用することになっているか。</u>			
<u>(18)</u>	収支を伴う施設の適正性（収支を伴う施設に限る。）			
	ア～ク (略)			
(新設)	(新設)			
(19)	(略)			
<u>(20)</u>	<u>木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「地域内エコシステム」の構築に資する取組については、付表 1 によりその内容が適正であると確認したか。</u>			
<u>(21)</u>	<u>木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第 9 条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設が「地域活用要件」の内容を満たす場合、付表 2 によりその内容が適正であると確認したか。</u>			
(新設)	(新設)			

<u>(22)</u>	木材加工流通施設等の整備のうち、急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や安定した木材製品供給力の強化を図る取組については、付表3によりその内容が適正であると確認したか。			
<u>(23)</u>	木材加工流通施設等の整備のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画となっているか。			
<u>(24)</u>	木材加工流通施設等の整備のうち、1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成に当たり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映しているか。			
<u>(25)</u>	木材加工流通施設等の整備については、事業実施に当たり、付表4のチェックリストにより、森林資源の持続性の確保に係る適切な対応がされていると確認したか。			
(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)			
<u>(26)</u>	<u>実施要領に定める施設ごとの要件を満たしているか。</u>			
<u>(27)</u>	事業による効果の発現の見通し			
	ア～ウ (略)			
<u>(28)</u>	整備後の施設の管理・運営の見通し			
	ア・イ (略)			

(注) (略)

事前点検シート

(略)

1 (略)

2 個別事業について（施設整備を実施する場合のみ記入）

	項 目	チェック欄		備考欄
		メニュー名		
		事業実施主体名		
		工種		
(1)～(16)	(略)			
(削る。)	(削る。)			
(17)	収支を伴う施設の適正性（収支を伴う施設に限る。）			
	ア～ク (略)			
(18)	<u>実施要領に定める施設ごとの要件を満たしているか。</u>			
(19)	(略)			
(削る。)	(削る。)			
(削る。)	(削る。)			
(20)	<u>木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成 19 年農林水産省告示第 1083 号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和 49 年農林省告示第 600 号）の格付けがされたものかつ地域材を使用することになっているか。</u>			

<u>(21)</u>	木材加工流通施設等の整備のうち、急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や安定した木材製品供給力の強化を図る取組については、付表 3 によりその内容が適正であると確認したか。			
<u>(22)</u>	木材加工流通施設等の整備のうち、事業費が 5 億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画となっているか。			
<u>(23)</u>	木材加工流通施設等の整備のうち、1 施設当たりの総事業費が 7 億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成に当たり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映しているか。			
<u>(24)</u>	木材加工流通施設等の整備については、事業実施に当たり、付表 4 のチェックリストにより、森林資源の持続性の確保に係る適切な対応がされていると確認したか。			
<u>(25)</u>	<u>木材加工流通施設等の整備のうち、J A S 構造用製材の供給力強化の取組については、付表 5 によりその内容が適正であると確認したか。</u>			
<u>(26)</u>	<u>木材加工流通施設等の整備のうち、木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組については、付表 6 によりその内容が適正であると確認したか。</u>			
<u>(27)</u>	<u>木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「地域内エコシステム」の構築に資する取組については、付表 1 によりその内容が適正であると確認したか。</u>			
<u>(28)</u>	<u>木質バイオマス利用促進施設の整備のうち木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第 9 条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設が「地域活用要件」の内容を満たす場合、付表 2 によりその内容が適正であると確認したか。</u>			

(削る。)	(削る。)			
(29)	事業による効果の発現の見通し			
	ア～ウ (略)			
(30)	整備後の施設の管理・運営の見通し			
	ア・イ (略)			

(注) (略)

様式5 (付表5)

(新設)

JAS構造用製材の供給力強化の取組

第1 JAS構造用製材の供給力強化に向けた課題と取組

第2 JAS構造用製材の供給力強化への対応に資する木材加工流通施設の概要

事業実施主体	所在市町村	施設区分	現状値					計画値					JAS構造用製材 格付率の増加率	JAS構造用製材 格付量の増加量
			構造用製材の 取扱量	左記のうちJAS構造用製材格付量			JAS構造用製材 格付率	年度	構造用製材の 取扱量	左記のうちJAS構造用製材格付量			JAS構造用製材 格付率	年度
				計	うち JAS構造用製材の 目視等級区分	うち JAS構造用製材の 機械等級区分				計	うち JAS構造用製材の 目視等級区分	うち JAS構造用製材の 機械等級区分		

※ 構造用製材は柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限るものとする。（集成材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、合板等は含まない。）

※ JAS構造用製材は「製材の日本森林規格」に基づき格付された構造用製材とする。（集成材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、合板等は含まない。）

※ 施設区分は製材工場又はプレカット工場、その他から選択するものとする。

※ 構造用製材の取扱量欄及びJAS構造用製材格付量欄の数値は製材工場においては出荷量、プレカット工場等においては入荷量とする。

※ 現状値は、調査年度前々年度までの直近過去3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可とする。

※ 計画年度は整備完了の翌年から5年後を目途に設定する。

※ 計画年度までにJAS構造用製材の格付率又は、出荷量若しくは入荷量を増加する取組とする。

様式5 (付表6)

(新設)

木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組

第1 木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の具体的内容

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第2 工場間連携の計画

事業実施主体	所在市町村	連携方法	出荷商品 ※連携先から半製品を入荷する場合は、入荷品についても記載	現状値		計画値		連携製品の増加量	備考
				工場全体の製品出荷量	うち連携分	工場全体の製品出荷量	うち連携分		

※ 施設区分については、半製品の出荷又は半製品の入荷を選択する。

※ 現状値は、調査年度前々年度までの直近過去3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可とする。計画年度は整備完了の翌年から5年後を目途に設定する。

※ 計画年度までに連携製品量を増加する取組とする。

第3 工場再編の計画

事業実施主体	再編前の事業者	所在市町村	施設区分	主な生産木材製品	現状値		計画値		工場再編後の木材利用量の増加量	備考
					木材利用量	年度	木材利用量	年度		

※ 計画年度までに木材利用量を増加する取組とする。

様式6

様式6

交付金チェックリスト

(森林整備・林業等振興推進交付金)

(略)

<林業の多様な担い手の育成>

評価内容		評価
1 ～ 5 (略)		
6 <u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、</u> 「新たに造林事業を開始する者等の育成」 <u>及び「特用林産物の担い手の育成」</u> への取組		
<u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、</u> 「新たに造林事業を開始する者等の育成」 <u>又は「特用林産物の担い手の育成」</u> へ取り組むか。		
①	<u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、</u> 「新たに造林事業を開始する者等の育成」 <u>又は「特用林産物の担い手の育成」</u> のメニューを要望している。	
②	<u>「出荷ロットの大規模化等」</u> 、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>、</u> 「新たに造林事業を開始する者等の育成」 <u>及び「特用林産物の担い手の育成」</u> のメニューを要望していない。	

(注) (略)

交付金チェックリスト

(森林整備・林業等振興推進交付金)

(略)

<林業の多様な担い手の育成>

評価内容		評価
1 ～ 5 (略)		
6 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>及び</u> 「新たに造林事業を開始する者等の育成」 への取組		
「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>又は</u> 「新たに造林事業を開始する者等の育成」 へ取り組むか。		
①	「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」 <u>又は</u> 「新たに造林事業を開始する者等の育成」 のメニューを要望している。	

② 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」のメニューを要望していない。

(注) (略)

様式 7 の 1
(略)

様式 7 の 1
(略)

1 . 事業構想評価

(1) 事業構想「目標を定量化する指標」の達成状況

目標	メニュー		指標	開始 年度	目標 年度	達成状況															備考
						1 年目 (開始年度)			2 年目			3 年目			4 年目			5 年目			
						目 標 値	実 績 値	達 成 率	目 標 値	実 績 値	達 成 率	目 標 値	実 績 値	達 成 率	目 標 値	実 績 値	達 成 率	目 標 値	実 績 値	達 成 率	
林業・木材産 業の生産基盤 強化	(略)		(略)																		
	(略)		(略)																		
	(略)	(略)	(略)																		
		(略)																			
		(略)																			
	(略)	(略)	(略)																		
		(略)																			
		(略)																			
<u>再造林の低コ スト化の促進</u>	<u>低コスト再造林対策</u>		(略)																		

(注) (略)

2 . 全体評価

(1) 全体指標の達成状況

目標	メニュー	全体指標	現状値			目標値			目標年度の報告			備考
			数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成率 (%)	年 度	
(略)												
<u>再造林の低コスト化の促進</u>												

(注) (略)

(2) 総合評価

計画主体の評価及び今後の課題とその解決策

目標	本事業により実施した目標の分析とその評価	今後の課題とその解決策
(略)		
<u>再造林の低コスト化の促進</u>		

(注) (略)

3 . 個別事業評価

森林整備・林業等振興整備交付金

(1) 施設の利用状況

(略)

(注)

1～4 (略)

5 木材加工流通施設等の整備について、製品出荷量実績における J A S の格付率又は入荷量に占める J A S 製材品の割合の報告を要する場合は、達成率の下に括弧書きで記載すること。

6 木造公共建築物等の整備については、個別指標の実績のほか、以下の項目をとりまとめて併せて報告すること。

(1) 要領別表2の1の「12 木造公共施設整備」の(2)の④に係るJAS製材品の使用量、同表の12の(2)の⑤に係る地域材及び合法伐採木材の使用量を備考欄に記入する。

(2) 調査初年度から目標達成年度までにおいて、要領別表2の1の「12 木造公共施設整備」の(2)の⑧の木材利用を通じた社会的課題解決の指標の状況をとりまとめて添付すること。

7・8 (略)

9 別表2の1の2の「11 林業機械リース支援」の(2)の⑩の達成状況報告は、本様式により行い、施設等区分欄にはリース物件の林業機械名称を、個別指標(目標値)欄及び達成状況の目標年度欄にはリース期間満了年度の事業実施主体ごとの素材生産量及び素材生産性の計画値を記載すること。

10 (略)

(2) (略)

1. 事業構想評価

(1) 事業構想「目標を定量化する指標」の達成状況

目標	メニュー		指標	開始 年度	目標 年度	達成状況															備考
						1 年目 (開始年度)			2 年目			3 年目			4 年目			5 年目			
						目 標 値	実 績 値	達 成 率	目 標 値	実 績 値	達 成 率	目 標 値	実 績 値	達 成 率	目 標 値	実 績 値	達 成 率	目 標 値	実 績 値	達 成 率	
林業・木材 産業の生産 基盤強化	(略)		(略)																		
	(略)		(略)																		
	(略)	(略)	(略)																		
		(略)																			
		(略)																			
	(略)	(略)	(略)																		
		(略)																			

(注) (略)

2. 全体評価

(1) 全体指標の達成状況

(注) (略)

(2) 総合評価

計画主体の評価及び今後の課題とその解決策

(注) (略)

3. 個別事業評価

森林整備・林業等振興整備交付金

(1) 施設の利用状況

(略)

(注)

1 ~ 4 (略)

5 木材加工流通施設等の整備について、製品出荷量実績における J A S の格付率又は入荷量に占める J A S 製材品の割合の報告を要する場合は、達成率の下に括弧書き **%単位** で記載すること。

- 6 木造公共建築物等の整備については、個別指標の実績のほか、以下の項目をとりまとめて併せて報告すること。
- (1) 別表2の1の「14 木造公共施設整備」の(2)の④に係るJAS製材品の使用量、同表の14の(2)の⑤に係る地域材及び合法伐採木材の使用量を備考欄に記入する。
- (2) 調査初年度から目標達成年度までにおいて、別表2の1の「14 木造公共施設整備」の(2)の⑧の木材利用を通じた社会的課題解決の指標の状況をとりまとめて添付すること。
- 7・8 (略)
- 9 別表2の2の「9 林業機械リース支援」の(2)の⑩の達成状況報告は、本様式により行い、施設等区分欄にはリース物件の林業機械名称を、個別指標(目標値)欄及び達成状況の目標年度欄にはリース期間満了年度の事業実施主体ごとの素材生産量及び素材生産性の計画値を記載すること。
- 10 (略)
- (2) (略)

別記様式第1号ー1

環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)

(略)		(略)
(略)		(略) <u>報告時(しました) ☐</u>

	チェック	(略)
①～⑭	☐	(略)

注：(略)

別記様式第1号ー2

環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)

(略)		(略)
-----	--	-----

別記様式第1号ー1

環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)

(略)		(略)
(略)		(略) <u>報告時(しました) ☐</u>

	チェック	(略)
①～⑭	☐	(略)

注：(略)

別記様式第1号ー2

環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)

(略)		(略)
-----	--	-----

(略)		(略)	報告時 (しました) ☐
-----	--	-----	-------------------------------------

	チェック	(略)
①～⑬	☐	(略)

注：(略)

(別紙様式第3)

番 号
年 月 日

交付対象者 (協定の代表者) 殿

市 町 村 長

森林整備地域活動支援対策現地調査及び現地確認事前通知書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2の2の1の規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援対策対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示してください。（なお、当該確認に際しては、立会い方お願いします。）

注：（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会いを必要とする場合に付すこと。

記

(略)		(略)	報告時 (しました) ☐
-----	--	-----	-------------------------------------

	チェック	(略)
①～⑬	☐	(略)

注：(略)

(別紙様式第3)

番 号
年 月 日

交付対象者 (協定の代表者) 殿

市 町 村 長

森林整備地域活動支援対策現地調査及び現地確認事前通知書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援対策対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示してください。（なお、当該確認に際しては、立会い方お願いします。）

注：（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会いを必要とする場合に付すこと。

記

1 ～ 4 (略)	1 ～ 4 (略)
(別紙様式第 5) 番 号 年 月 日 都 道 府 県 知 事 殿 市 町 村 長 令和 年度森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知） <u>別表 2 の 2 の 1</u> の規定に基づき、別紙のとおり提出する。 (別 紙) 森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書 (市町村推進事務分) 1. 森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画の概要 (略) 2. ～ 4. (略) (別表) (略)	(別紙様式第 5) 番 号 年 月 日 都 道 府 県 知 事 殿 市 町 村 長 令和 年度森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知） <u>別表 2 の 1 の 2 の 1</u> の規定に基づき、別紙のとおり提出する。 (別 紙) 森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書 (市町村推進事務分) 1. 森林整備地域活動支援対策 <u>交付金</u> 推進事務実施計画の概要 (略) 2. ～ 4. (略) (別表) (略)
(別紙様式第 6) 年 月 日	(別紙様式第 6) 年 月 日

市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 対象行為の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号林野庁長官通知）<u>別表２の２の１</u>の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。 記 １～４ （略）	市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 対象行為の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号林野庁長官通知）<u>別表２のⅠの２の１</u>の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。 記 １～４ （略）
（別紙様式第７） 年 月 日 市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 施業等の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号林野庁長官通知）<u>別表２の２の１</u>の規定	（別紙様式第７） 年 月 日 市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 施業等の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号林野庁長官通知）<u>別表２のⅠの２の１</u>の

に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。 記 1～4 (略) 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書 1～2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 成果を提供する森林 (略) (注) 1 「成果を提供する森林」とは、<u>実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の③のアの (ア) の b の (b) に規定されている森林</u> 2 「加算措置」とは、<u>実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の③のアの (イ) の b に定める交付単価の加算を適用した森林面積</u> 3 (略) 4 実行経費内訳報告書 (略) (注) 「区分」欄には、<u>別紙 1 の 5 の (1) に基づき記載すること。</u> 5～7 (略)	規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。 記 1～4 (略) 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書 1～2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 成果を提供する森林 (略) (注) 1 「成果を提供する森林」とは、<u>実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の③のアの (ア) の b の (b) に規定されている森林</u> 2 「加算措置」とは、<u>実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の③のアの (イ) の b に定める交付単価の加算を適用した森林面積</u> 3 (略) 4 実行経費内訳報告書 (略) (注) 「区分」欄には、<u>別紙 1 の I の 5 の (1) に基づき記載すること。</u> 5～7 (略)
(別紙様式第 8) 年 月 日	(別紙様式第 8) 年 月 日

市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 対象行為の実施状況報告書の提出について（森林境界の明確化） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2の2の1</u>の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。 記 1～4 （略） 「森林境界の明確化」実施状況報告書 1・2 （略） 3 積算基礎森林面積 （略） （注）1 「加算措置」のうち「精度向上」とは、<u>実施要領別表2の2の1の（2）の③のイの（イ）のb</u>に定める交付単価の加算を適用した森林面積、「リモセン」とは、<u>実施要領別表2の2の1の（2）の③のイの（イ）のc</u>に定める交付単価の加算を適用した森林面積、「不在村」とは、<u>実施要領別表2の2の1の（2）の③のイの（イ）のd</u>に定める交付単価の加算を適用した森林面積。 2 「森林境界案の作成」を実施した際は、「備考」欄に「境界案」を記入してください。	市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 対象行為の実施状況報告書の提出について（森林境界の明確化） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2のIの2の1</u>の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。 記 1～4 （略） 「森林境界の明確化」実施状況報告書 1・2 （略） 3 積算基礎森林面積 （略） （注）1 「加算措置」のうち「精度向上」とは、<u>実施要領別表2のIの2の1の（2）の③のイの（イ）のb</u>に定める交付単価の加算を適用した森林面積、「リモセン」とは、<u>実施要領別表2のIの2の1の（2）の③のイの（イ）のc</u>に定める交付単価の加算を適用した森林面積、「不在村」とは、<u>実施要領別表2のIの2の1の（2）の③のイの（イ）のd</u>に定める交付単価の加算を適用した森林面積。 2 「森林境界案の作成」を実施した際は、「備考」欄に「境界案」を記入してください。
---	---

4 実行経費内訳報告書 (略) (注) 「区分」欄には、<u>別紙1の5の(1)</u>に基づき記載すること。 5～7 (略)	4 実行経費内訳報告書 (略) (注) 「区分」欄には、<u>別紙1のIの5の(1)</u>に基づき記載すること。 5～7 (略)
(別紙様式第9) 年 月 日 市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 対象行為の実施状況報告書の提出について（森林所有者の探索） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2の2の1</u>の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。 記 1～3 (略) 「森林所有者の探索」実施状況報告書 1～3 (略)	(別紙様式第9) 年 月 日 市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 対象行為の実施状況報告書の提出について（森林所有者の探索） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2のIの2の1</u>の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。 記 1～3 (略) 「森林所有者の探索」実施状況報告書 1～3 (略)

4 実行経費内訳報告書 (略) (注) 「区分」欄には、<u>別紙1の5の(1)</u>に基づき記載すること。 5～6 (略)	4 実行経費内訳報告書 (略) (注) 「区分」欄には、<u>別紙1のIの5の(1)</u>に基づき記載すること。 5～6 (略)
(別紙様式第10) 年 月 日 市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 対象行為の実施状況報告書の提出について（条件整備） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2の2の1</u>の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。 記 1・2 (略) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況 報告書 1～3 (略) 4 実行経費内訳報告書 (略)	(別紙様式第10) 年 月 日 市 町 村 長 殿 交付対象者（協定の代表者） 対象行為の実施状況報告書の提出について（条件整備） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2のIの2の1</u>の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。 記 1・2 (略) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況 報告書 1～3 (略) 4 実行経費内訳報告書 (略)

(注) 「区分」欄には、<u>別紙1の5の(1)</u>に基づき記載すること。 5・6 (略)	(注) 「区分」欄には、<u>別紙1のIの5の(1)</u>に基づき記載すること。 5・6 (略)
(別紙様式第11) 番 号 年 月 日 都 道 府 県 知 事 殿 市 町 村 長 森林整備地域活動支援対策実績報告書 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2の2の1</u>の規定に基づき、別紙のとおり報告する。 (別紙) 1. 積算基礎森林面積及び交付額 (略) (注) 1 (略) 2 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、<u>実施要領別表2の2の1の(2)の③のアの(ア)のbの(a)及び(b)に規定する森林の面積の内訳を記載し、実施要領別表2の2の1の(2)の③のアの(イ)のbの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。</u> 3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について	(別紙様式第11) 番 号 年 月 日 都 道 府 県 知 事 殿 市 町 村 長 森林整備地域活動支援対策<u>交付金</u>実績報告書 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2のIの2の1</u>の規定に基づき、別紙のとおり報告する。 (別紙) 1. 積算基礎森林面積及び交付額 (略) (注) 1 (略) 2 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、<u>実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(ア)のbの(a)及び(b)に規定する森林の面積の内訳を記載し、実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(イ)のbの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。</u> 3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について

て、<u>実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の ③ の イ の (イ) の b、c 及び d</u> の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。 2. ～ 5. (略)	て、<u>実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ③ の イ の (イ) の b、c 及び d</u> の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。 2. ～ 5. (略)
(別紙様式第 12) 番 号 年 月 日 林 野 庁 長 官 殿 (沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長宛て) 都 道 府 県 知 事 森林整備地域活動支援対策実績報告書 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）<u>別表 2 の 2 の 1</u> の規定に基づき、別紙のとおり報告する。 (別紙) 1. 積算基礎森林面積及び交付額 (略) (注) 1 (略) 2 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、<u>実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の ③ の ア の (ア) の b の (a) 及び (b)</u> に規定する森林の面積の内訳を記載し、<u>実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の ③ の ア の (イ) の b</u> の表に	(別紙様式第 12) 番 号 年 月 日 林 野 庁 長 官 殿 (沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長宛て) 都 道 府 県 知 事 森林整備地域活動支援対策交付金実績報告書 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）<u>別表 2 の I の 2 の 1</u> の規定に基づき、別紙のとおり報告する。 (別紙) 1. 積算基礎森林面積及び交付額 (略) (注) 1 (略) 2 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、<u>実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ③ の ア の (ア) の b の (a) 及び (b)</u> に規定する森林の面積の内訳を記載し、<u>実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ③ の ア の (イ) の b</u> の

定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。 3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、<u>実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のb、c及びd</u>の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。 2. ～4. (略)	表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。 3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、<u>実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のb、c及びd</u>の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。 2. ～4. (略)
(別紙様式第13) 番 号 年 月 日 林 野 庁 長 官 殿 都 道 府 県 知 事 令和 年度森林整備地域活動支援基金執行状況報告書 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2の2の1</u>の規定に基づき、別紙のとおり報告する。 (別紙) (略)	(別紙様式第13) 番 号 年 月 日 林 野 庁 長 官 殿 都 道 府 県 知 事 令和 年度森林整備地域活動支援基金執行状況報告書 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）<u>別表2のIの2の1</u>の規定に基づき、別紙のとおり報告する。 (別紙) (略)